

第5章 災害応急対策計画

[大竹地区編]

第1節 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現地において有機的な連携のもとに、緊急に円滑かつ効果的な防災活動を実施するために設置する現地本部の設置基準、組織及び所掌事務等については、次に定めるところによる。

第1項 設 置

現地本部は、現地において緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、広島県石油コンビナート等防災本部長（以下本編において「防災本部長」という。）が特に必要があると認めるときに設置する。

第2項 設置場所

現地本部は、大竹市の事務所に置く。

第3項 組 織

現地本部を組織する現地本部長及び現地本部員には、次の者をもって充てる。

- 1 現地本部長 大竹市長
- 2 現地本部員 防災本部長が指名する本部員

第4項 所掌事務

現地本部は、防災本部の事務のうち、次の事務を行う。

- 1 情報の収集、分析及び伝達
- 2 関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- 3 その他防災本部の指示する事項

第5項 廃 止

防災本部長は、当該災害の拡大の危険が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了し、現地本部の設置の必要がなくなったと認めるときは、現地本部長の意見を聴き、廃止する。

第6項 設置及び廃止の連絡

防災本部長は、現地本部の設置を決定したときは、各本部員に対しその旨を直ちに通知する。また、廃止を決定したときにおいても同様とする。

なお、現地本部設置の通知を受けた現地本部員は、速やかに設置場所に集合する。

第7項 そ の 他

- 1 現地本部員は、必要に応じ、その属する機関の職員を連絡員として現地本部に派遣し、現地本部の事務補助に従事させる。
- 2 その他、現地本部の設置に関し必要な事項は、その都度防災本部長が定める。

第2節 情報の収集・伝達及び広報計画

関係機関は、特別防災区域にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは異常な現象が生じた場合には、次に定めるところにより直ちに情報を通報し、又は相互に情報を交換するとともに、事態の推移に応じて、住民に対する災害広報を実施する等、災害応急対策の円滑な実施を図る。

第1項 情報連絡窓口の明確化

1 関係機関

関係機関は、情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、あらかじめ、その窓口となる担当課を定めておく。

なお、担当課に変更があった場合は、その都度、防災本部（県消防保安課）に通知するものとし、防災本部は関係機関へ通知する。

2 特定事業所

特定事業所は、災害が発生した場合に、速やかに次項の通報体制を整備できるように窓口となる担当課を定めておくとともに、災害の状況、講じた防災措置、その他の災害情報を関係機関へ統一的に提供できるよう、予め自衛防災組織の動員計画に情報提供責任者を定めておく。

また、災害発生時に、速やかに情報提供ができるように、流出するおそれのある化学物質の性質（可燃性、毒性等）、排水経路等について、整備しておく。

さらに、現地に参集した関係機関が利用できるように現地連絡室を設置する。

第2項 異常現象の通報

1 特定事業所からの通報

特定事業所の通報義務者は、出火、石油等の漏えいその他の異常な現象（以下「異常現象」という。）が発生した場合は、情報提供責任者を通じ、直ちに次により通報する。

また、通報内容に変化があった場合は、逐次通報する。

(1) 通報義務者

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者。

(2) 通報を要する場合

当該特定事業所における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。

なお、異常現象の範囲は、次のとおりとする。

ア 出火

人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損を伴うもの。

ウ 漏えい

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏えい。ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体にあつては数リットル程度）の漏えいで、漏えい範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としないものを除く。

(ア) 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

(イ) 発見時に漏えい箇所が特定されたものであって、既に漏えいが停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏えいが直ちに停止したもの。

エ 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備(以下「製造等施設設備」という。)の破損、破裂、損傷等であって、製造、貯蔵、入出荷、用益等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏えいの発生のおそれの無くなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急上の保安上の措置を必要とするもの。

(3) 通報先

ア 大竹市消防本部

イ 岩国海上保安署

ウ 関係特定事業所、近隣事業所、特別防災区域協議会

(4) 通報内容

様式1「石油コンビナート等異常現象通報様式」の内容及び現地連絡室で関係機関に情報提供した内容とする。(現地連絡室で情報提供した内容については、様式を問わない。)

(様式1)

石油コンビナート等異常現象通報様式		事象番号	報
送信日時	年 月 日 時 分		
送信先	県防災本部, 消防, 海保, 警察, 保健所, 市防災, その他 ()		
発信者	事業所名	TEL	
	発信者名	FAX	
現地連絡室	設置場所	TEL	
	連絡室担当者氏名	FAX	
種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()		
発生場所		施設名	電子図面 座 標
発生日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中		
発見日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中		
鎮火・ 処理完了	日時	年 月 日 時 分 ・ 対応中 (対応状況・被害状況を記載)	
	措置状況		
対応状況	活動機関	自衛防災組織 ・ 公設消防 ・ 海上保安部 ・ その他 ()	
	警戒区域 設定状況	警戒区域 ・ 消防警戒区域 ・ 火災警戒区域 ・ その他 ()	
	活動状況	消火活動中 ・ 警戒体制 ・ 拡散防止措置中 ・ 漏洩停止操作中 ・ その他 ()	
	施設運転状況	運転中 ・ 緊急停止中 ・ 停止中 (停止完了含む) ・ その他 ()	
被害状況	物質名		
	性状	可燃性 ・ 水溶性 ・ 毒性 ・ その他 ()	
	現状	拡大中 ・ 制御中 ・ 鎮圧中 ・ 終息 ・ 確認中 ・ その他 ()	
	範囲	事業所外 (陸上・海上) ・ 施設外 ・ 施設内 ・ 確認中 ・ その他 ()	
	避難等要否	必要 ・ 不要 ・ 確認中 ・ その他 () ※必要な場合 (風向・風速等)	
	死傷者等	有 (死者 人, 負傷者 人) ・ 行方不明 (人) ・ 確認中 ・ 無	

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の概要			
参考事項	物質区分	危険物 ・ 指定可燃物 ・ 高圧ガス ・ 可燃性ガス ・ 毒劇物 ・ その他 ()	
	施設区分	危険物施設 ・ 高危混在施設 ・ 高圧ガス施設 ・ その他 ()	
	施設概要		
	その他		

備考1：空欄及びその他の () 内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

2：被害状況の欄には、流出する化学物質又は流出するおそれのある化学物質について記載すること。複数ある場合は、別紙を利用すること。

注意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。

確認がとれてない事項は、その旨記載して通報すれば足りること。

別紙

異常現象の概要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	その他	

異常現象の概要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	その他	

異常現象の概要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	その他	

異常現象の概要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	その他	

記載要領

1 事業所名

「事業所名」は、「〇〇(株)〇〇工場」のように、事業所の名称の全てを記入すること。

2 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は、事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

3 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法で定める危険物である場合には、危険物の種別及び品名について記入すること。

4 施設の概要及び危険物施設の区分

「〇〇と、××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。
当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

5 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況を記入すること。

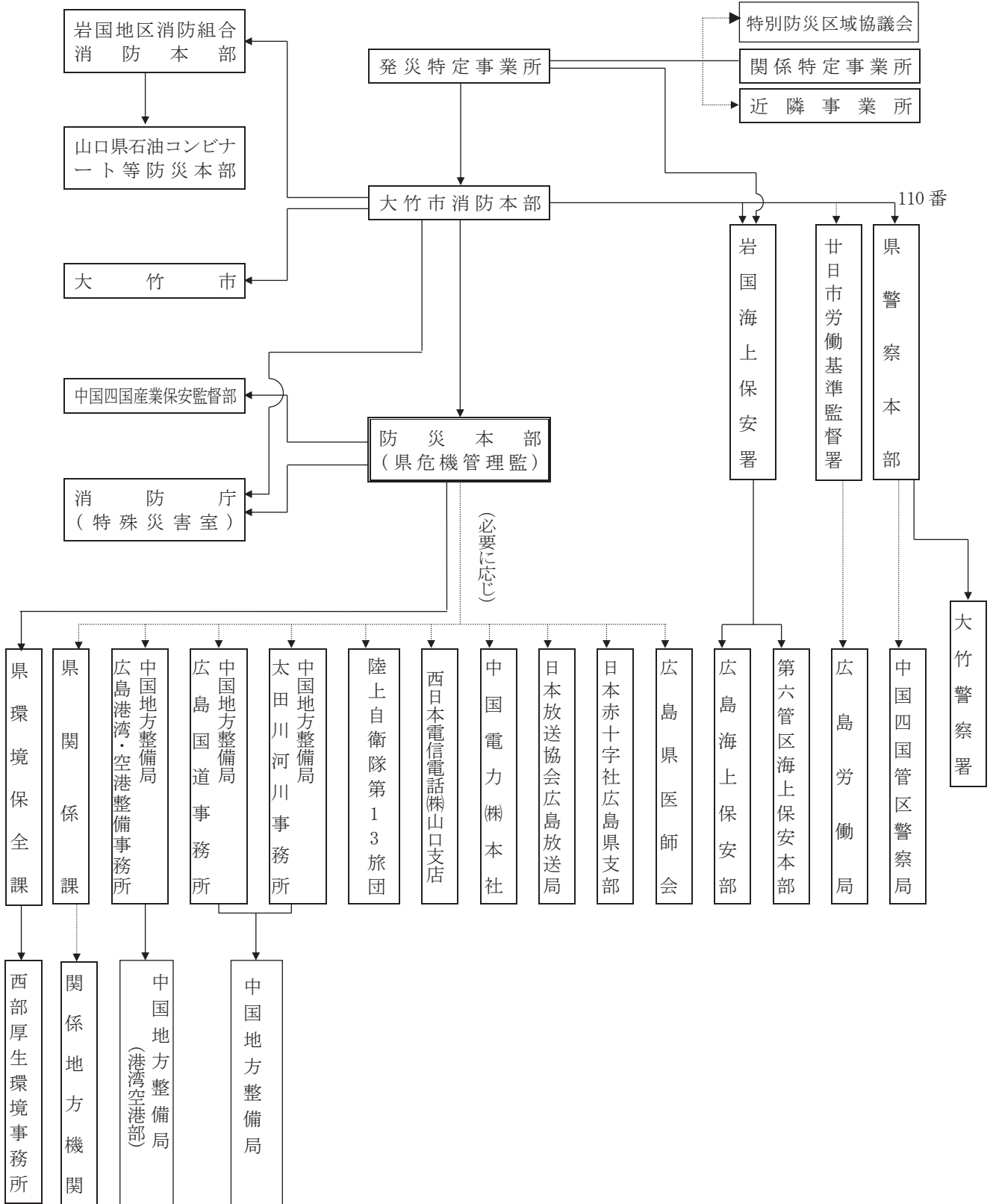
6 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。

2 関係機関等に対する通報伝達

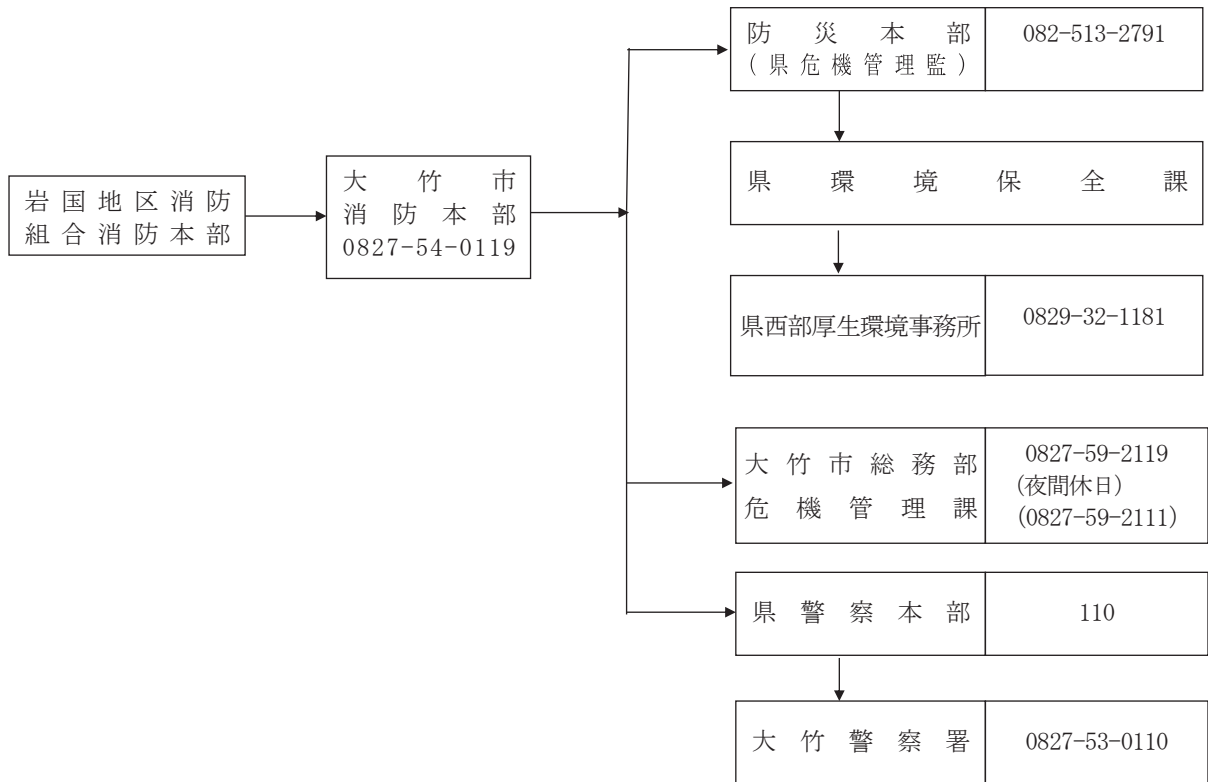
(1) 大竹市に異常現象が発生した場合

災害の種類、態様等に応じて次の系統により行う。



(注) ———— 異常現象の規模、態様にかかわらず、すべて通報する場合の経路
 被害の拡大が予想される場合の経路

(2) 岩国市・和木町に異常現象が発生した場合



第3項 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するものとする。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

- （1） 災害の状況
- （2） 災害応急措置の実施状況
- （3） 今後予想される災害の態様
- （4） 今後必要とされる措置
- （5） 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- （6） その他必要な事項

2 関係事業所等の協力

特別防災区域協議会は、被害が周辺地域へ及ぶおそれのあるときには、災害発生特定事業所からの要請により、風向や風速、有毒ガスの濃度分布、黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲等、被害の拡大状況についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供するものとする。

3 災害即報

大竹市消防本部は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を防災本部を通じて消防庁に報告するものとする。

以後、即報様式（第2号様式（特定の事故）P5-65 参照）に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。

なお、一定規模以上の火災、爆発、危険物及び高圧ガス等の漏えい等（「直接即報基準」に該当する事故）を覚知した場合、大竹市消防本部は第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、大竹市消防本部は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

（1） 即報基準

ア 一般基準

原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故

- （ア） 死者3人以上生じたもの
- （イ） 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

一般基準に該当しないものにあっても、石油コンビナート等特別防災区域内の事故で、次の基準に該当するもの。

- （ア） 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故

- （イ） 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- （ウ） 特定事業所内の火災ア以外のもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（2） 直接即報基準

- ア 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故
イ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

4 災害報告

(1) 消防本部

大竹市消防本部は、当該災害の応急措置が終了した後、速やかにその概要を消防庁の「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム（以下「事故報告システム」という。）」により、その概要を登録するものとする。（入力要領等については、事故報告システム参照）

(2) 特定事業者

災害が発生した特定事業者は、その概要を「災害状況等の報告項目」（P5-40 参照）により遅滞なく防災本部に報告するものとする。

1 事故名					
2 事故種別	1.爆発 2.火災 3.漏えい 4.破損 5.その他() (石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合、異常現象に 該当 非該当)				
3 発生	月 日 時 分 推定・確定 不明	4 発見	月 日 時 分		
5 覚知	月 日 時 分	6 鎮圧・ 応急措置完了	月 日 時 分		
7 鎮火・処理完了	月 日 時 分				
8 覚知別	1.119 2.無線 3.ホットライン 4.警察電話 5.駆付 6.事後聞知 7.一般加入 8.その他()				
9 気象状況	天気: 風向: 風速: m/s 気温: °C 相対湿度: %				
10 発生事業所	名称等: 種別: 1.特別防災区域内(レイト、第1種、第2種、その他) 2.特別防災区域外 業態: 番号() 事務の概要:		11 発生場所	所在地: 区分: 1.事業所内(製、貯、荷、用、事、他) 2.事業所外(陸上、海上、その他) 特別防災区域名	
12 施設装置	名称: 番号() 能力:		16 発生施設規制区分等	施設区分: 1.危険物 2.高圧ガス 3.高危混在 4.その他 製造・貯蔵・取扱・運搬の別: 類・品名・名称・数量・倍数: 設置の完成: 年 月 日 直近の完成: 年 月 日	
13 機器等	名称: 番号() 規模: 温度・圧力: °C MPa				
14 発生箇所	名称: 番号() 材質:		17 物質の区分等	1.危険物 2.高圧ガス 3.指定可燃物 4.可燃性ガス 5.毒物 6.劇物 7.その他 状態(固相、液相、気相) 圧力(常圧、加圧) 温度(低温、常温[0-40°C]、高温) 分類: 第 類 名称: CASNo.:	
15 発生時	運転状況: 番号() 作業状況: 番号()				
18 危険物 保安統括管理者	1 選任有 2 選任無 3 不要	19 危険物 保安監督者	1 選任有 2 選任無 3 不要	20 危険物取扱者の の取扱・立会い	1 有 2 無
21 設備・機器等の概要:					
22 事故の概要					
23 緊急措置の状況: 有 番号()、 無					

24	主原因		着火原因	(番号)							
	原因	発生原因の状況：									
25	被害の状況	1. 設備機器内 2. 施設装置建屋内 3. 隣接施設へ拡大 4. 事業所外へ 5. 他の施設から 6. 漏えい起因し施設外から									
26	人的被害			2 物的被害							
区分	被害内容等	死亡者数	重傷者数	中等者数	軽傷者数	死傷原因	職業又は職名	被災影響範囲及び拡大の状況：			
	当事者										
	防災活動従事者										
	第三者							施設等の被害状況：			
28	関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況							物質の被害状況：			
	消防機関	台	隻	機	人	自衛	台		隻	機	人
	消防団	台	隻	機	人	共同	台		隻	機	人
	海上保安部	台	隻	機	人	応援	台		隻	機	人
	その他の機関	台	隻	機	人	その他	台		隻	機	人
29	実施した防災活動の状況										
	公設消防機関	番号 ()	自衛防災・消防組織等			番号 ()					
30	防災活動上の問題点										
31	施設名			32 定期点検等			消 防 法	そ の 他			
	使用停止等	年 月 日	年 月 日	定期・自主点検	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
	改善命令等	年 月 日	年 月 日	気密試験等	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
	停止解除	年 月 日	年 月 日	保安検査	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
	関係条項			33 当該施設に係る法令違反の有無			有、無				
	その他 ()	年 月 日	年 月 日	1. 文書 2. 口頭			内容：				
34	今後の対策										
35	所 見										

腐食疲労等劣化の報告項目

番号	項目	記入欄
51	漏えい部位の詳細	
52	漏えい部位の使用年数	設置又は交換等された後____年____ヶ月
53	直近の点検内容	点検年月____年____月
54	日常の管理状況と異常確知後の対応	
55	腐食疲労等劣化原因の状況	
56	防食措置	

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）

番号	項目	記入欄
61	事故を発生させた車両の詳細	車 名: _____ シヤーシ製造会社: _____ 艤装会社: _____ 使用年数: _____ タンク諸元 タイプ: _____ 内部構造: _____ 室 各室の容量 _____ 材質: _____
62	道路状況	
63	乗務経験年数	_____ 年
64	連続運転時間	連続運転時間: _____ 時間 運転時間合計: _____ 時間 交代要員の準備の有無 有 無
65	積載状況	
66	消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	
67	イエローカードの有無	
68	「危」の標識の有無	有 無
69	移動貯蔵タンクの状況	
70	運行の状況	

放火等の報告項目

番号	項目	記入欄
71	放火箇所	
72	発火源、着火物	
73	管理状況、安全対策	
74	周辺環境及び過去の状況	

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告書入力要領

項目欄	入力要領
1 事故名	<p>火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。</p> <p>(「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因) + (危険物名) + (火災または流出)</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をビッグでクリーニング中、工事中の火気によりビッグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのフロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	<p>(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 爆発：化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的变化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 <ul style="list-style-type: none"> また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 <p>[例] ・ガソリン入り灯油の販売</p> <p>給油取扱所で灯油用固定注油設備を通じて、ガソリンが混入した灯油を販売したとき。この場合、（コンタミ）と入力する。</p> <p>* 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力の必要はない。</p> <p>* 少量危険物施設の場合、石災法上の異常現象でなければ入力の必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。</p>

2 事故種別 (続き)	<p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を(主)に、引き続き発生した形態を(従)に選択すること。それ以外の場合は(主)のみを選択すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 (主)に爆発、(従)に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 (主)に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 (主)に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 (主)に破損を選択すること 									
3 発生	<p>事故が発生した日時を入力し、推定、確定、不明の別を選択すること。</p> <p>不明を選択した場合は、入力する必要はない。</p> <p>なお、時刻については、24時間表示にすること(以下同じ)。</p>									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日(推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者(消防機関の職員)が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。</p> <p>(2) その他の事故：応急措置が完了した。(流出事故の場合、流出防止措置が完了した。)</p>									
7 鎮火・処理完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。</p> <p>(1) 火災：再燃のおそれなくなった。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事故：全ての処理が完了した。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択(入力)すること。</p> <table border="1" data-bbox="574 1366 901 1702"> <thead> <tr> <th>覚知方法区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>119</td></tr> <tr><td>無線</td></tr> <tr><td>ホットライン</td></tr> <tr><td>警察電話</td></tr> <tr><td>駆付</td></tr> <tr><td>事後聞知</td></tr> <tr><td>一般加入</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、「その他」の場合は、()内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	119	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
119										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。</p> <p>天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明</p> <p>風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明</p> <p>風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>									

10 発生事業所	(1)名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。</p> <p>なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。</p> <p>〔例〕 □□株式会社□□工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあっては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。</p> <p>〔例〕 △株式会社△△工場（□□株式会社□□工場 123456）</p>				
	(2)種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。</p> <p>①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所 ②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。） ③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所 ④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあっては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合				
	特別防災区域外	上記以外の場合				
	(3)業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
(4)事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造 ・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造 					
(5)従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む）の数を選擇すること。</p> <p>従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1:10人以下 2:11人～20人 3:21人～30人 4:31人～40人 5:41人～50人 6:51人～100人 7:101人～300人 8:301人以上</p>					
	うち正社員の割合	<p>事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選擇すること。</p> <p>1:30%以下 2:30%を超え40%以下 3:40%を超え50%以下 4:50%を超え60%以下 5:60%を超え70%以下 6:70%を超え80%以下 7:80%を超え90%以下 8:90%を超え100%以下</p>				

11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	<p>事故の発生した場所の地番まで入力すること。</p> <p>事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。</p> <p>「事業所内」は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。</p> <p>施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区</p> <p>「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。</p> <p>10「発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。</p>
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	<p>別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。</p> <p>装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。</p> <p>[例] ・常圧蒸留装置 15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設 350 トン/時</p> <p>[地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 ・給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 <p>※ 固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。</p>
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	<p>事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</p> <p>[例] ・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。</p> <p>容量、寸法、能力等（直径〇〇ミリメートル、高さ〇〇ミリメートル、容量〇〇リットル）を入力すること。</p> <p>[例] ・地下貯蔵タンクの場合 直径1,300 ミリメートル、全長3,800 ミリメートル、容量5,000 リットル</p> <p>発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。</p>

14 発生箇所	<p>(1) 名称</p> <p>(2) 材質</p> <p>(3) 設置位置</p>	<p>別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出……「通気管」と入力 ・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出……「給油管等」と入力 ・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出……「給油（注油）ホース」と入力 ・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出……「給油（注油）ノズル」と入力 <p>発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。</p> <table border="1" data-bbox="555 555 1369 667"> <tr> <td>ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、 パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム 紙、その他（ ）</td> </tr> </table> <p>なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力10K SCPH2 <p>発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。</p> <p>*ピット内、カルバート内は「屋内」とする。</p>	ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、 パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム 紙、その他（ ）									
ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、 パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム 紙、その他（ ）												
15 発生時		<p>事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。</p> <p>この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</p>										
16 発生施設規制区分等	<p>(1) 施設区分</p> <p>(2) 製造・貯蔵・取扱・運搬の別</p>	<p>該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。</p> <p>「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3. 高危混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4. その他」：運搬、無許可施設、上記 1～3 に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等</p> <p>① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="526 1653 1428 2092"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置形式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置形式等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他	地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止	移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車
区分	設置形式等											
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他											
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他											
地下タンク貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止											
移動タンク貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車											

		<table border="1"> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外</td> </tr> <tr> <td>販売取扱所</td> <td>一種、二種</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>特定、特定以外</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置</td> </tr> </table>	給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外	販売取扱所	一種、二種	移送取扱所	特定、特定以外	一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択 ・給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択 <p>〔事故のあった施設のとりえ方の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損 ……移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出 ……給油取扱所の事故 ・移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出 ……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故 地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故 ・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出 ……屋外タンク貯蔵所の事故 ・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出 ……移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売 ……給油取扱所の事故 ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出 ……漏油部分を含む施設側の事故 <p>② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。 ③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。</p> <p>(3) 類・品名・名称・数量・倍数 当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。</p> <p>〔例〕 給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合</p> <table border="1"> <tr> <td>第4類</td> <td>第1石油類（非水溶性）</td> <td>ガソリン</td> <td>10000リットル</td> <td>50倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>第2石油類（〃）</td> <td>灯油</td> <td>10000リットル</td> <td>10倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃（〃）</td> <td>軽油</td> <td>10000リットル</td> <td>10倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>第3石油類（〃）</td> <td>廃油</td> <td>10000リットル</td> <td>5倍</td> <td>計75倍</td> </tr> </table> <p>(4) 設置の完成直近の完成 ① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日。 ① 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日。 ③ 運搬又は無許可施設：入力の必要はない。</p>	第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍		〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル	10倍		〃	〃（〃）	軽油	10000リットル	10倍		〃	第3石油類（〃）	廃油	10000リットル	5倍	計75倍
給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外																																		
販売取扱所	一種、二種																																		
移送取扱所	特定、特定以外																																		
一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置																																		
第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍																															
〃	第2石油類（〃）	灯油	10000リットル	10倍																															
〃	〃（〃）	軽油	10000リットル	10倍																															
〃	第3石油類（〃）	廃油	10000リットル	5倍	計75倍																														

17 物質の区分等	<p>(1) 物質・状態・圧力・温度</p> <p>(2) 分類・名称・CASNo.</p> <p>(3) 流出量</p>	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること。(危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと。)</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。</p> <p>状態：固相、液相、気相 圧力：常圧、加圧 温度：低温、常温〔0-40℃〕、高温</p> <p>物質の名称(商品名は除く。)を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1類 塩素酸塩類(第1種酸化性固体) 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類(非水溶性液体) 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず <p>(2) 物質のCASNo. (Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号)が判明している場合は、その番号を入力する。</p> <p>流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：()、単位：(リットル/キログラム/その他())</p>
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者	<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。</p>	
20 危険物取扱者の取扱・立会い	<p>危険物保安統括管理者：選任有、選任無、不要 危険物保安監督者：選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無</p>	
21 設備・機器等の概要	<p>工程図(フローチャート)で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図(概略図)に発災部分を明示すること。</p> <p>工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。</p> <p>上記図面は、電子ファイルにより入力すること</p> <p>なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。</p>	
22 事故の概要	<p>事故の全体の状況が把握できるように、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の模様 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況 (6) 実施した緊急措置 (7) 作動すべき安全装置等の状況 <p>などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。</p> <p>* 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。</p> <p>[入力例] リットル、平方メートル、トン、キロパスカル</p>	

22 事故の概要（続き）	<p>* 記載例は以下のとおり</p> <p>(火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。</p> <p>(爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。</p> <p>(流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100 リットル（うち約 10 リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。</p>																																			
23 緊急措置の状況	<p>発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。</p> <p style="text-align: center;">緊急措置コード表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">緊急措置の内容</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">コード番号</th> </tr> <tr> <th style="width: 50px;"></th> <th style="width: 50px;">効果有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺火気の消火</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種消火設備</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第2種消火設備</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第3種消火設備</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第4種消火設備</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第5種消火設備</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急排出、緊急移送</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[例] ・緊急遮断装置の作動 …… コード番号1を選択 [例] ・ストーブ等の消火 …… コード番号2を選択 [例] ・小型消火器による消火 …… コード番号7を選択</p>	緊急措置の内容	コード番号			効果有	装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1		周辺火気の消火	2		第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>	第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>	第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>	第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>	第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>	防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8		緊急排出、緊急移送	9		その他 ()	10	
緊急措置の内容	コード番号																																			
		効果有																																		
装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1																																			
周辺火気の消火	2																																			
第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>																																		
第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>																																		
第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>																																		
第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>																																		
第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>																																		
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8																																			
緊急排出、緊急移送	9																																			
その他 ()	10																																			

24 原因

(1) 主原因

主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。

(2) 関連原因

関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。

区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。

【事故別の主原因及び関連原因の区分表】

事故	主原因及び関連原因の区分
爆発 ・ 火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、地震等災害、不明、調査中
流出 ・ 破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、地震等災害、悪戯、不明、調査中

※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。

(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。

【要因別の主原因及び関連原因の区分表】

要因別	主原因及び関連原因の区分
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯

(3) 主原因・
関連原因の
詳細

主原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト（人的要因）、（物的・その他の要因）」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。

(4) 着火原因

着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。

【着火原因コード表】

着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花
コード番号	11	12	13	14

着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱
コード番号	15	16	17	18	19

着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明
コード番号	20	21	30	88	90

(注1) 裸火

[例] 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。

24 原因 (続き)	(5) 発生原因の状況	<p>(注2) 高温表面熱 [例] 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したものの。</p> <p>(注3) 静電気火花 [例] セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたものの。</p> <p>(注4) 過熱着火 [例] アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したものの。</p> <p>主原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 [例] ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したものの。</p>												
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="534 943 1428 1350"> <tr> <td>1. 設備機器内</td> <td>危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>2. 施設装置建屋内</td> <td>危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>3. 隣接施設へ拡大</td> <td>他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所[※]内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td>4. 事業所外[※]へ</td> <td>事業所外[※]にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td>5. 他の施設から</td> <td>他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td>6. 流出に起因し施設外から</td> <td>危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>※ 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの	4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの													
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの													
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所 [※] 内でとどまったもの													
4. 事業所外 [※] へ	事業所外 [※] にまで延焼又は流出拡大したもの													
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの													
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの													
26 人的被害	死傷原因	<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <p>・当事者：発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。</p> <p>・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） ・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者</p> <p>なお、当該事故により負傷した後30日以内に死亡した者は死者とする。</p> <p>死傷原因を選択（入力）すること 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>												

27 物的被害	<p>(1) 被災影響範囲及び拡大の状況</p> <p>(2) 施設等の被害状況</p> <p>(3) 物質の被害状況</p> <p>(4) 直接損害額</p>	<p>被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m程度で収まっているかどうか、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により〇〇装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200メートルの範囲内に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3キロメートルにわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油 100 リットルが漏えいし、うち約 10 リットルが施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より 100m程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅 4 m、長さ 30mにわたり漏えいした。 <p>当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工場 200 平方メートル全焼、隣接事業所 2 棟（12 平方メートル、125 平方メートル）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損 <p>当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。</p> <p>なお、危険物の場合は、17 欄と同様に入力すること。</p> <p>[例] ・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 リットル流出</p> <p>1 万円未満又は 1 万円以上と選択すること。1 万円以上の場合は、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に入力すること。</p> <p>なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。</p> <p>*損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。</p>																						
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況	各組織ごとに出勤した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。																							
29 実施した防災活動の状況	<p>防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な 3 種類、自衛消防組織等については主要な 6 種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。</p> <p style="text-align: center;">【防災活動内容コード表】</p> <table border="1" data-bbox="555 1653 1374 2085"> <thead> <tr> <th>防災活動の概要</th> <th>コード番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>土のう積み等拡散防止措置</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>回収、除去、拡散</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>オイルフェンスの展張</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>油回収（海上）</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>付近住民への広報活動</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>救護活動待機</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table>		防災活動の概要	コード番号	消火	1	冷却	2	土のう積み等拡散防止措置	3	流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4	回収、除去、拡散	5	オイルフェンスの展張	6	油回収（海上）	7	付近住民への広報活動	8	救護活動待機	9	その他	99
防災活動の概要	コード番号																							
消火	1																							
冷却	2																							
土のう積み等拡散防止措置	3																							
流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4																							
回収、除去、拡散	5																							
オイルフェンスの展張	6																							
油回収（海上）	7																							
付近住民への広報活動	8																							
救護活動待機	9																							
その他	99																							

29 実施した防災活動の状況 (続き)	<p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護活動 ・ 調査活動
30 防災活動上の問題点	<p>自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。</p> <p>①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他</p> <p>その他の項目〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・ 用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった。
31 行政措置	<p>発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。</p> <p>なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 11 条の 5 第 1 項・第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・ 法第 12 条第 2 項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・ 法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令 ・ 法第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の緊急使用停止命令 ・ 法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の返納命令 ・ 法第 13 条の 2 4 第 1 項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・ 法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程変更命令 ・ 法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 危険物施設についての応急措置命令 ・ 法第 16 条の 5 資料提出命令、報告徴収命令 ・ 法第 16 条の 6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令
32 定期点検等	<p>直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。</p> <p>なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。</p>
33 当該施設に係る法令違反の有無	<p>日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。</p> <p>なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 10 条第 1 項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・ 法第 10 条第 3 項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・ 法第 11 条第 1 項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・ 法第 11 条第 5 項 製造所等の完成検査前使用 ・ 法第 11 条第 6 項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・ 法第 11 条の 4 第 1 項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・ 法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令違反 ・ 法第 12 条の 3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・ 法第 12 条の 6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・ 法第 12 条の 7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・ 法第 13 条第 1 項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・ 法第 13 条第 2 項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・ 法第 13 条第 3 項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・ 法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・ 法第 14 条の 2 第 1 項 予防規程の作成認可の規定違反 ・ 法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程の変更命令違反

<p>33 当該施設に係る法令違反の有無（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項 保安検査受認義務違反 ・法第 14 条の 3 の 2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第 16 条 危険物の運搬基準違反 ・法第 16 条の 2 第 1 項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第 16 条の 2 第 3 項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第 16 条の 3 第 2 項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
<p>34 今後の対策</p>	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施
<p>35 所見</p> <p>※ 危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>	<p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・ 周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
42 取扱者、立会者の経験年数等	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・ 発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・ 発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>
43 直近の保安講習日	<p>危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安講習の受講状況等を選択（入力）すること。</p> <p>(1) 受講状況の適・不適合 適／不適／対象外</p> <p>(2) 直近の受講年月日等</p> <p>① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合 3年以内ごとに受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・ 未受講（直近の受講年月日：（ ）） <p>② 新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合 1年以内の受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講済（直近の受講年月日：（ ）） ・ 未受講（直近の受講年月日：（ ）） <p>③ 従事することとなった日から起算して過去2年以内に免状の交付を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免状交付年月日：（ ） <p>② 従事することとなった日から起算して過去2年以内に講習を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講年月日：（ ）

44 保安教育の内容	<p>(1) 1年以内に、発災に関係した者に実施した保安教育の回数を選択すること。 無／1回／2回／3回以上</p> <p>(2) (1)の保安教育の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 保安意識の高揚（保安方針等）／関係法令／社内規程／危険物の性質・取扱上の注意事項等／設備・機器の取扱に関する注意事項／事故事例・ヒヤリハット事例／異常時の対応方法／危険性評価法／危険予知訓練／その他（ ）</p> <p>(3) (2)の保安教育の効果の確認方法の内容を選択（入力）すること。【複数選択可】 無／筆記試験／アンケート調査／面談／その他（ ）</p>
45 誤った行為の状況	<p>誤った行為は初めてか否かを選択すること。否の場合は、その内容を入力すること。 初めて／初めてではない（ ） 〔例〕 ・初めてではない（過去にも同様の誤操作を数回）</p>

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	<p>流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。</p> <p>① 場所 母材部／溶接部／その他（ ）</p> <p>② 設計板厚 （ ）ミリメートル</p> <p>③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外</p> <p>④ 腐食の大きさ：（ ） [例] 直径1ミリメートル、4平方センチメートル</p>
52 流出部位の使用年月数	<p>流出部位の使用年月数を入力すること。</p> <p>なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。</p> <p>・使用年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年月数	<p>流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。</p> <p>・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ）</p> <p>・経過年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	<p>流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。</p> <p>また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。</p> <p>① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ）</p> <p>② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期</p> <p>③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）</p>
55 腐食等劣化原因の調査	<p>実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】 無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）</p>

56 防食措置	<p>防食措置の内容について選択（入力）すること。</p> <p>(1) 埋設部</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂 / ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック / その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の有無 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>(2) 地上部（埋設部以外）</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水侵入防止剤の有無 無／有（ ） ※有の場合は雨水侵入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク ／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート ／オイルサンド／油散布／その他（ ） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート ／オイルサンド／油散布／その他（ ） <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有
---------	---

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車名、シャーシ製造に関するメーカー名（セミトレーラの場合はトラクタ部の会社名）及び艀装を行ったメーカー名を入力すること。</p> <p>また、その車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。</p> <p>事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① シャーシ製造会社：（ ）</p> <p>② 艀装会社：（ ）</p> <p>③ 使用年月数：（ ）年（ ）カ月</p> <p>④ タンク緒元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル <p>⑤ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ）</p> <p>⑥ 板厚：（ ）ミリメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。</p> <p>乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 連続運転時間	<p>(1) 事故前の連続運転時間及び当日の運転時間合計（途中の休憩を除く。）について入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続運転時間：（ ）時間 ・運転時間合計：（ ）時間 <p>(2) 運転手の運転時間が長時間になることを想定して、交代要員を準備していたか否かについて選択すること。</p> <p>(3) その他、長時間乗務が恒常化している等の違反があれば入力すること。 〔例〕・月に10日程度は1日に10時間を超える乗務をしていた。</p>
65 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>〔例〕第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
66 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。</p> <p>運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
67 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>
68 「危」の標識の有無	<p>「危」の標識の有無を選択すること。</p>
69 移動貯蔵タンクの状況	<p>材質、破損状況等を入力すること。</p> <p>〔例〕・4室構造（4キリットル×4室）の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板3.2ミリメートル</p>

70 運行の状況	<p>(1) 事故時の運行予定ルート（出発地、中継地、最終目的地）を入力すること。 [例] ・〇〇県〇〇市から運行、〇〇県〇〇市で荷積みし、〇〇県〇〇市周辺で荷降ろしし、帰社</p> <p>(2) 発災場所の通行経験を選択（入力）すること。 経験有の場合には、経験状況を入力すること。 初めて／経験有（ ）</p> <p>[例] 経験有（過去1ヵ月に〇回） 経験有（過去半年に〇回） 経験有（過去1年に〇回）</p>
----------	--

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称		コード番号		
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	石油精製工業	常圧蒸留装置	2101		
	低圧乾式ガスホルダ	1102		減圧蒸留装置	2102		
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103		精製装置	2103		
	固定屋根式（地上）タンク	1201		分解装置	2104		
	浮屋根式（地上）タンク	1202		溶剤抽出装置	2105		
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203		重油直接脱硫装置	2106		
	円筒横置型（地上）タンク	1204		重油間接脱硫装置	2107		
	地中タンク	1205		水添脱硫装置	2108		
	岩盤タンク	1206		改質装置	2109		
	海上タンク	1207		硫黄回収装置	2110		
	屋内タンク	1208		ガス回収装置	2112		
	地下タンク	1209		水素製造装置	2113		
	簡易タンク	1210		潤滑油製造装置	2114		
	その他のタンク	1299		パラフィン製造装置	2115		
	タンク専用室	1301		脱ろう装置	2116		
	貯蔵倉庫	1302		アルキル化装置	2117		
	移動貯蔵タンク	1303		アスファルト製造装置	2118		
				脱塩装置	2119		
				その他	2999		
	通	海上入出荷施設		1401	ガス工業（ガス事業）	コークス炉	3101
		ローリー充てん施設		1402		ガス発生炉	3102
		ドラム充てん施設		1403		ナフサ改質装置	3103
		貨車充てん施設		1404		水素化分解炉	3104
		ボンベ充てん施設		1405		ガス改質装置	3105
		冷凍施設		1501		ガス精製装置	3106
		空気、不活性ガス施設		1502		タール蒸留装置	3107
		自家発電施設		1503		ベンゾール精製装置	3108
		受変電施設		1504		熱調調整装置	3109
		ボイラー施設		1505		気化装置	3110
		電解施設		1506		ガス圧縮機	3111
		制御計測室		1507		その他	3999
		蒸気発生施設		1508			
		配電施設		1509			
通		廃ガス燃焼装置	1601	電力事業		発電装置	4101
		廃液、排水処理施設	1602			変圧装置	4102
		排煙脱硫装置	1603			開閉装置	4103
	集塵装置	1604	その他		4999		
	焼却装置	1605					
	脱湿装置	1606					
	フレアスタック	1607					
	事務所等	1701	有機化学工業		【エチレン系製品】		
	試験研究施設	1702			エチレン製造装置	5101	
	分析、試験装置	1703			ポリエチレン製造装置	5102	
	自動車等の点検、整備作業場	1704			エチレンオキサイド・エチレングリコール製造装置	5103	
	洗浄作業場	1705			エタノール製造装置	5104	
	販売店舗等	1706			アセトアルデヒド製造装置	5105	
	配合室	1707			酢酸、酢酸エチル・酢酸ブチル製造装置	5106	
					塩化ビニル製造装置	5107	
					スチレンモノマー製造装置	5108	
					ポリスチレン製造装置	5109	
		α-オレフィン製造装置	5110				
		その他のエチレン系製品製造装置	5199				

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称	コード番号	
有機化学工業	【プロピレン系製品】		【鉄鋼】		
	プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102	
	ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103	
	オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104	
	アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105	
	プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106	
	プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107	
	ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108	
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109	
	アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110	
	その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199	
	【合成ゴム】		無機化学工業	ソーダ製造施設	7101
	ブタジエン製造装置	5301		電炉	7102
	スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302		無機顔料製造施設	7103
	ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303		圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
	クロロブレン・ラバー(CR)製造装置	5304		塩製造施設	7105
	エチレン・プロピレン・ジエン・メレン(EPDM)製造装置	5305	その他	7199	
	ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306	その他		
	ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307			
	イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)装置	5308			9999
	その他の合成ゴム系製造装置	5399			
	【芳香族系化合物】				
	ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401			
	フェノール製造装置	5402			
	トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403			
	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404			
	無水マレイン酸製造装置	5405			
無水フタル酸製造装置	5406				
その他の芳香族系化合物製造装置	5499				
【その他】					
アンモニア製造装置	5901				
メタノール製造装置	5902				
ブタノール製造施設	5903				
n-パラフィン・アルキルベンゼン製造施設	5905				
高級アルコール製造装置	5906				
エンジニアングプラスチック製造施設	5910				
アジピン酸製造施設	5911				
その他の合成樹脂製造装置	5959				
その他	5999				

別表第2 機器等名称コード表

機器等名称		コード番号	機器等名称	コード番号					
塔 槽 類	蒸留、精留塔 (スチラフター、ストリッパー) 【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	101	ホッパー	601					
	反応塔、槽 【分解、重合、改質】	102	運搬車	602					
	抽出塔、槽 【抽出、吸着、分離、晶析】	103	バケットエレベーター	603					
	吸収塔、槽 【吸収】	104	ローディングアーム	604					
	洗浄塔、槽 (ウォッシュタワー、スクラバー) 【洗浄、脱臭】	105	ピグ装置	605					
	混合、溶解槽 【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	106	配管 (送油、注入管等)	606					
	貯槽 (タンク) 【貯蔵】 【 】はプロセス別を示す。	107	コンベア、フィーダー	607					
	その他の塔槽類	199	その他の移送機器	699					
	容器	ドラム等容器	201	配電盤、分電盤	701				
		ポンプ	202		変圧器	702			
バケット		203	計測装置		703				
熱交換機	熱交換器	301	電源・計測	発電機	704				
				操作盤	705				
				その他の電源、計測機器	799				
				容器	充電機	901			
					詰替機	902			
					印刷機	903			
				熱交換機	熱交換器	301	そ の 他	塗装機	904
								切断機	905
								冷凍機	906
								クーリングタワー	907
フィルター	908								
蒸発機、サイクロン	909								
乾燥機	910								
固定給油 (注油) 設備	911								
ろ過機	912								
濃縮機	913								
加熱ヒーター	914								
脱臭設備	915								
換気設備	916								
排気設備	917								
フライヤー設備	918								
その他の炉	499	その他	999						
ポンプ・圧縮機等回転 (往復) 機器	ポンプ	501							
	圧縮機	502							
	ブロアー	503							
	タービン	504							
	遠心分離機	505							
	遠心ろ過機	506							
	集塵機	507							
	攪拌、混合機 (ニーダー)	508							
	粉碎機 (ミル、ベルブライザー、アトマイザー)	509							
	回転蒸発機	510							
	ふるい、分級機	511							
	押出機、造粒機	512							
	ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513							
	その他の回転 (往復) 機器	599							

災害状況等の報告項目

- 1 事業所名及び所在地
- 2 発生場所
- 3 発生日時
- 4 発見日時
- 5 発生時の運転・作業状況
- 6 事故の経緯
- 7 人的被害及び物的被害
- 8 原因
- 9 今後の対策

各報告項目の記載要領

- 1 事業所名及び所在地 事故に係る特定の事業所の名称及び所在地を記載する。
- 2 発生場所 事故に係る施設 装置等の名称を記載する。
- 3 発生日時 事故が発生した日時（推定を含む。）を記載する。
- 4 発見日時 事故を発見した日時を記載する。
- 5 発生時の運転・作業状況 事故に係る施設、整備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況及び荷揚（積）作業中、サンプリング中、給油中、焼入作業中、溶接、溶断中等の作業状況により分類し記載する。
(例) 「平成〇〇年〇〇月に設置した直径〇〇mm、容量〇〇kL のコーンルーフトankに〇〇を〇〇kL 貯蔵・保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」
- 6 事故の経緯 事故の全体の状況が把握できるように、発災に至る状況、応急措置・防災活動の状況被災状況等を記載する。
(例) 「巡回パトロール中の〇〇課員2名が〇〇移送配管バルブ部分から〇〇が噴出しているのを発見、直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の〇〇に着火し火災となった。2名は現場を退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は①上流側バルブの閉鎖、②化学消防車モニターノズルからの泡放射を行い、火災を鎮圧し、公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した〇〇は約〇〇Lで他にバルブ、配管〇〇mが焼損した。」
- 7 人的被害及び物的被害 当該事故による死傷者について当事者（発災事業所の従業員をいい、協力事業所、下請等の従業員を含む。）、防災活動従事者（当事者を除く。）及び第三者別の人数、死傷原因、職業又は職名、被災場所、被災時の状況並びに物的被害を記載する。
- 8 原因 事故の主原因を設計不良、製作不良、施工不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の人的要因、地震、落雷等の自然要因により分類して記載するほか、火災、爆発については着火原因を裸火、静電気火花、摩擦熱等に分類して記載する。
- 9 今後の対策 事故から得られた教訓をもとに、検討又は計画した対策について記載する。
(例) 「バルブ操作ミスにより漏洩したため、作業マニュアルを徹底するとともに、バルブに対する表示内容・表示方法について見直し、必要に応じ改善する。」
(例) 「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者が出る等防災活動に支障を生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にボールを準備することとした。」

第4項 地震発生時の通報

特別防災区域に地震のあった場合には、次により通報を行うものとする。

なお、地震により異常現象が発生した場合は、第1項から第3項による。

1 通報基準

広島県南西部又は山口県東部に震度4以上の地震があった場合とする。

2 通報系統

(1) 特定事業所

地震発生後、直ちに防災規定に定めるところにより所内の点検を実施し、その結果を消防本部に通報するものとする。

(2) 消防本部

各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、防災本部に連絡するものとする。

3 通報内容

地震の影響の有無及び概要を速報するとともに、遅滞なく次の様式により報告するものとする。

石油コンビナート等特別防災区域地震影響報告

() 消防本部→防災本部

事業所名	震度	ガル	地震の影響と事業所のとった措置	備考

第5項 広報計画

災害時における住民の不安解消と安全確保のため、関係機関は大竹市を中心にそれぞれの役割分担を明確にし、一体となって、災害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知するよう広報活動を実施するものとする。

1 広報の内容

おおむね、次の事項について広報する。

- (1) 発生日時、発生場所（発生事業所）
- (2) 災害の状況
- (3) 避難の指示及び避難場所
- (4) 地域住民のとるべき措置及び心得
- (5) 災害応急措置の実施状況
- (6) その他必要な事項

2 広報の方法

防災機関は、町内放送、広報車等を使用するとともに、必要に応じ報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ等により迅速かつ適切な広報を実施する。

第6項 通信の確保

関係機関は災害時において通信が途絶し、又は混乱した場合は、次により通信連絡を確保し、情報連絡の円滑な実施を図る。

1 一般加入電話の非常申込

電気通信事業法第8条による非常申込の制度を利用して、緊急連絡を確保するための非常用電話の登録をし、一般市外電話に優先する非常緊急通話の取扱いを受ける。

2 専用電話、有線電気通信設備の利用

加入電話の利用ができない場合は、他の機関が設置又は管理する有線通信施設を利用するものとし、利用手続等については、その機関とあらかじめ協議しておく。

3 無線施設の利用

有線通信施設の利用ができない場合は、広島地方非常無線通信協議会を中心とする関係機関の設置又は管理する無線施設を利用する。

4 被災電気通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社山口支店は、電気通信施設が被災した場所には、速やかに、復旧に努める。この場合の具体的な実施方法は西日本電信電話株式会社の「災害等対策規程」等によるものとする。

第3節 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準

特定事業者又は共同防災組織を構成する特定事業所の代表者は、自衛防災組織及び共同防災組織の行う災害防止及び災害防御活動が迅速かつ的確に行われるよう、その活動の具体的な基準を定めておく。活動基準の内容は、おおむね次のとおりとする。

第1項 自衛防災組織の活動の基準

- 1 防災施設・資機材等の点検整備に関すること。
- 2 災害発生現場における緊急応急措置に関すること。
- 3 事業所内における非常通報に関すること。
- 4 消防機関、関係事業所及び隣接事業所に対する非常通報に関すること。
- 5 地域住民に対する災害広報に関すること。
- 6 防災要員等の動員に関すること。
- 7 防災資機材等の動員に関すること。
- 8 従業員等の避難誘導に関すること。
- 9 消火等災害防御活動に関すること。
- 10 危険区域の設定に関すること。
- 11 消防機関その他の応援隊等の災害応援活動の受入れに関すること。
- 12 他の事業所に対する災害応援活動に関すること。
- 13 負傷者等の救出、救護に関すること。
- 14 事業所内の警戒警備及び交通等の秩序の確保に関すること。
- 15 その他防災活動上必要な事項

第2項 共同防災組織の活動の基準

- 1 防災資機材等の点検整備に関すること。
- 2 防災要員の動員に関すること。
- 3 防災資機材等の動員に関すること。
- 4 自衛防災組織等との消火等災害防御活動の分担、調整に関すること。
- 5 負傷者等の救出、救護に関すること。

第4節 災害応急防御活動計画

関係機関は、災害の拡大防止及び早期鎮圧を図るため、災害の種類、態様等に応じた有効・適切な災害防御方法を十分検討しておく。

第1項 防御活動の分担

- 1 陸上における防御活動は、主として大竹市消防本部（署）及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、防御活動の実施に当たっては、大竹市消防本部（署）の指揮に基づいて組織的、統一的な防御活動を実施する。
- 2 海上における防御活動は、主として海上保安部（署）及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、海上保安部（署）においては、情報の提供、関係機関の相互連携、調整等を実施。特定事業所の自衛防災組織等においては防御活動を実施する。
- 3 岸壁（ふ頭、栈橋）にけい留された船舶の防御活動は、主として大竹市消防本部（署）及び特定事業所の自衛防災組織等が担任し、海上保安部（署）は、これに協力する。
- 4 その他の関係機関は、大竹市消防本部（署）及び海上保安部（署）等と緊密な連絡をとり、その業務に関し防災活動を実施する。

第2項 防御活動の基本的事項

1 火災爆発

災害の種類に対応した防御活動の基本的事項は、次のとおりである。

（石油類の場合）

- （1） 負傷者等の救出救助
- （2） 石油類の種類、性質、数量等の把握確認
- （3） 施設の運転停止
- （4） 警戒区域の設定
- （5） 固定消火設備及び冷却散水設備の作動
- （6） 消防隊の進入路、配置部署の選定
- （7） 化学消防車、消防車等による泡放射及び冷却放水
- （8） 消防車等による隣接施設への冷却放水
- （9） ボイルオーバー現象等からの消防隊員の安全確保
- （10） 石油類等の流出、拡散防止
- （11） 泡消火薬剤の必要量の把握と不足量の調達

（可燃性ガスの場合）

- （1） 負傷者等の救出救助
- （2） ガスの種類、性質、数量等の把握確認
- （3） 引火爆発等の危険性及び有毒性、禁水性の有無の確認
- （4） 施設の緊急遮断
- （5） 警戒区域の設定
- （6） 固定消火設備又は冷却散水設備の作動
- （7） 隣接施設の冷却散水設備の作動
- （8） 消防隊の進入路、配置部署の選定
- （9） 消防車等による冷却放水
- （10） ガスの種類、火災等の規模に応じた消火
- （11） 援護注水等による消防隊員の安全確保

- (12) 付近のガス漏洩の有無の検索及び排除
- 2 有毒ガスの漏洩
 - (1) 負傷者等の救出救助
 - (2) ガスの種類、性質、数量の把握確認
 - (3) バルブ閉鎖、緊急遮断弁の作動
 - (4) 漏洩箇所の閉鎖・密閉
 - (5) 防毒マスク等の着用
 - (6) 付近のガス濃度の測定
 - (7) 施設内の残ガスの減量、回収
 - (8) 警戒区域の設定
 - (9) 付近住民に対する避難広報
 - (10) 消防隊の進入路、配置部署の選定
 - (11) 噴霧放水及び中和剤放射による希釈
- 3 流出油
 - (1) 油の種類、性質、流出量及び残存量の把握確認
 - (2) 破損箇所の応急修理
 - (3) 防油（止）堤の点検補強
 - (4) 排水系統の閉鎖
 - (5) 警戒区域の設定
 - (6) バキューム車、専用ポンプ等による回収
 - (7) タンク内の残油の抜き取り又は、他のタンクへの移送
 - (8) 拡散区域の把握及び必要資材の不足量の調達
 - (9) 流出油の引火防止
 - (10) オイルフェンスの展張による拡散防止
 - (11) 油回収船、回収資機材等による回収
 - (12) 油処理剤による乳化分散処理
 - (13) 付近船舶の安全確保
- 4 海上火災
 - (1) 油の種類、性質、流出量等の把握確認
 - (2) 関連施設の運転停止
 - (3) 警戒区域の設定
 - (4) 化学消防車、消防艇等による燃焼面の消火及び拡大防止
 - (5) 付近船舶の安全確保
- 5 自然災害
 - (地震の場合)
 - (1) 事業所内の火気使用の制限又は禁止
 - (2) 操業の制限又は中止
 - (3) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検
 - (4) 消防自動車等の防災資機材の点検
 - (5) 事業所内通路の応急啓開
 - (津波又は高潮の場合)
 - (1) 操業の制限又は中止
 - (2) 船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難
 - (3) 事業所内への海水の浸入防止及び浮遊するおそれのある物件の除去又は固定
 - (4) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

- (5) 荷役栈橋及び栈橋上の配管の損壊防止
(強風又は波浪の場合)
- (1) 事業所内の火気使用の制限
- (2) 飛散するおそれのある物件の除去又は固定
- (3) 船舶の荷役作業の中止及び安全海域への避難
- (4) 荷役栈橋及び栈橋上の配管の損壊防止
- (5) 事業所内への海水の侵入防止
- (6) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検
(大雨の場合)
- (1) 土砂崩壊の防止
- (2) 土地崩壊による破損等のおそれのある危険物、高圧ガス施設等の操業の中止
- (3) 危険物、高圧ガス等の施設、設備及び保安防災施設等の点検

第5節 応援要請計画

関係機関は、大規模な災害が発生した場合において災害対策に万全を期するため、特に必要があると認めるときは、次により応援を要請する。

第1項 要請者

- 1 他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請
災害発生特定事業所に係る特定事業者
- 2 相互応援協定締結市町以外の市町村に対する応援要請
大竹市長
- 3 都道府県に対する応援要請
知事
- 4 国の地方行政機関（特定地方行政機関を除く。）、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
に対する応援要請
知事又は大竹市長
- 5 緊急消防援助隊に対する応援要請
知事

第2項 要請の内容

応援要請は、次の事項を明らかにして、文書、口頭又は電話等により行う。

- 1 災害の状況及び応援を要請する理由
- 2 応援を必要とする資機材等の品名及び数量
- 3 応援を必要とする職種別人員
- 4 応援を必要とする期間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

第3項 防災本部長への報告

応援要請を行った機関の長は、応援要請先及び要請の内容を速やかに防災本部長へ報告する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害が発生した場合において、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、特に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

第1項 災害派遣要請権者

知事

第2項 災害派遣要請の基準

災害が発生した場合において、関係機関の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に必要があると認められる場合に行う。

第3項 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- 1 被害状況の把握及び通報
- 2 遭難者等の捜索・救助
- 3 消防
- 4 水防
- 5 人員及び救援物資の緊急輸送
- 6 道路及び水路の啓開
- 7 応急の医療、救護、防疫
- 8 給食、給水及び入浴支援
- 9 救援物資の無償貸付又は譲与
- 10 危険物の保安及び除去
- 11 その他必要な支援

第4項 災害派遣要請の手続

- 1 災害派遣要請権者は、大竹市長から自衛隊の災害派遣の要請があった場合において、その必要があると認めるときは、速やかに自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 2 災害派遣の要請に当たっては、自衛隊法施行令第106条に規定する所要事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する時は、電話等迅速な方法をもって行い、事後速やかに文書を提出する。

要請先 陸上自衛隊第13旅団長（陸上自衛隊第13旅団司令部第3部防衛班）

海上自衛隊呉地方総監（海上自衛隊呉地方総監部防衛部第3幕僚室）

航空自衛隊西部航空方面隊司令官（西部航空方面隊司令部防衛部運用課）

第5項 災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣請求者は、派遣部隊の作業の実施に必要な資機材等の確保、現地における応急対策活動の実施の調整等の受入れ態勢を整えておく。

第6項 災害派遣部隊の撤収

災害派遣要請権者は、自衛隊による応急対策が終了したとき、又は災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、派遣部隊の長と協議のうえ撤収を要請する。

第7項 災害派遣に要する経費の負担

部隊が派遣された場合、次に掲げる経費は自衛隊において負担するものとし、これらの経費以外の経費はそ

れぞれ大竹市長において負担する。

- 1 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- 2 隊員の給与
- 3 隊員の食糧費
- 4 その他部隊に直接必要な経費

第7節 防災資機材調達輸送計画

関係機関は、大規模な災害が発生した場合において、応急対策の実施に必要な防災資機材等が不足する等の事態に備え、あらかじめこれら防災資機材等の調達先、調達可能数量及び輸送方法を定めておく。

第1項 防災資機材等の調達

防災資機材等の調達は、関係機関がそれぞれ調達するものとし、個々の機関において調達することが困難な場合は、防災本部に調達のあつせんを要請する。

調達の対象となる防災資機材等及び調達先は、おおむね次のとおりである。

- 1 調達対象防災資機材等
消火薬剤、油処理剤、油吸着材、油回収装置、オイルフェンス、化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船、作業船等
- 2 調達先
他の特別防災区域の特定事業者、消防機関、販売業者、製造業者等

第2項 防災資機材等の輸送

調達に係る防災資機材等の輸送に必要な輸送力は、原則として、防災資機材等の調達を必要とする関係機関において確保するものとし、個々の機関において確保できない場合は、防災本部に協力確保の要請をする。

防災本部は、次に掲げる機関の協力を得て、所要輸送力を確保するとともに、要員等についてあつせんする。

輸送区分	協力機関
自動車輸送	中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関
鉄道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道(株)広島支社、錦川鉄道(株)
船舶輸送	中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方総監部、その他関係機関
航空機輸送	第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、広島県警察本部

第8節 警戒区域設定計画

大竹市長等は、災害から地域住民の生命、身体を保護するため、災害の種類、態様等に応じ、警戒区域を設定する。

第1項 実施責任者

- 1 大竹市長

大竹市長は、災害の種類、態様等に応じて、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官又は海上保安官に要求する。

(大竹市消防本部の措置)

大竹市消防本部は、人命又は財産の保護若しくは消防活動の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、火災警戒区域又は消防警戒区域を設定し、当該区域における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域からの退去、当該区域への出入りの禁止又は制限をする。

なお、自らその措置をとることが困難な場合は、警察官に要求する。

2 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、大竹市長が自ら警戒区域の設定が実施できないとき又は大竹市長から警戒区域の設定の要請があった場合には、大竹市長の行う職権を行うものとし、事後、直ちに、その旨を大竹市長に通知する。

第2項 警戒区域を設定する場合の留意事項

警戒区域の設定は、次の事項に留意して行う。

- 1 警戒区域はロープ等により区域を明示して設定すること。
- 2 警戒区域を設定したときは、直ちに、当該地域の住民等に対し、その旨を放送設備、広報車、口頭伝達等により周知徹底すること。
- 3 必要な警戒要員を配置し、警戒、警備を実施すること。

第9節 避難計画

大竹市長等は、災害から地域住民の生命、身体を保護するため、災害の種類、態様等に応じ、必要な避難措置を迅速かつ適切に実施する。

第1項 実施責任者

1 大竹市長

大竹市長は、災害の種類、態様等により、特に必要があると認めるときは、住民の生命及び身体を保護するため、避難の指示をする。

なお、自ら避難の指示ができない場合は、警察官又は海上保安官に避難の指示を要求する。

2 警察官

警察官は、大竹市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は大竹市長から要求があったときは、避難の指示をする。

3 海上保安官

海上保安官は、海上において人命を保護する必要があるとき又は大竹市長から要求があったときは、船舶乗組員、旅客、沿岸住民等に対し避難の指示をする。

4 自衛官

災害派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り避難の指示をするものとする。

5 特定事業者

特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するために必要と認めるときは、自主的に避難の指示をする。

また、必要がある場合には周辺の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を市町及び関係機関に伝達する。

第2項 避難の実施

1 避難場所の選定

大竹市長は、想定される災害の種類、態様等を考慮して安全な場所をあらかじめ避難場所として選定するとともに、その避難場所及び経路を関係住民に周知徹底しておく。

2 避難の事前措置

大竹市長は、次の事項について他の避難実施責任機関とあらかじめ協議確認しておく。

- (1) 避難場所及び経路
- (2) 避難方法
- (3) 避難経路標識の設置場所
- (4) 誘導員の動員及び配置
- (5) その他必要な事項

3 避難の指示

避難の実施責任者は、避難の指示をする場所は、特に次の事項に留意し、避難の円滑な実施を図る。

- (1) 避難場所及び避難経路の明示
- (2) 誘導員の配置
- (3) 放送設備、広報車、口頭伝達等による周知徹底

4 避難の指示の内容

避難の実施責任者は、避難の指示をする場合は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底する。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 避難に際しての注意事項
- (4) その他必要な事項

5 避難後の措置

避難の実施責任者は、避難の指示をしたときは、それぞれ次の措置をとる。

(1) 特定事業者

特定事業者は、従業員等の避難の指示をしたときは、速やかに、その旨を大竹市長に通知する。

(2) 警察官、海上保安官

警察官又は海上保安官は、自ら又は大竹市長の要求に基づいて避難の指示をしたときは、速やかに、その旨を大竹市長に通知する。

(3) 大竹市長

大竹市長は、自ら避難の指示をし、又は警察官、海上保安官からの避難の指示をした旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を知事（危機管理監）に報告する。

6 避難場所及び避難経路等

(1) 避難対象人口、避難場所、避難経路等

災害発生特定事業所名	町名	世帯数	人口	避難予定場所	主な避難経路
三井化学(株)岩国大竹工場 (三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場を含む。)	東栄1丁目	世帯 257	人 494	大竹市総合市民会館 アゼリアおおたけ	国道186号
	東栄2、3丁目	15	25	大竹中学校	
(株)ダイセル大竹工場	南栄2丁目	502	904	大竹小学校	市道南栄大竹港線 市道南栄東栄線 市道南栄下白石線 市道青木線 市道南栄中市線
日本製紙(株)大竹工場	南栄3丁目	418	832		
三菱ケミカル(株)広島事業所	西栄2丁目	282	684	大竹市総合市民会館 アゼリアおおたけ	
	西栄3丁目	439	867	大竹中学校	
	北栄	221	413	大竹市総合市民会館	
	立戸4丁目	156	247		
	大竹明新化学(株)	御幸町	0	0	大竹市総合市民会館
港町1、2丁目		70	130	小方小学校 小方中学校	県道乙瀬小方線 市道小方20号線
黒川1丁目		161	311	小方小学校 小方中学校	県道大竹湯来線
玖波1丁目		280	488	玖波中学校	市道唐船浜団地線
玖波2丁目		180	352	玖波中学校	市道玖波中学校線

(2) 避難計画図



第10節 警備交通規制計画

県警察又は海上保安部（署）は、災害時において、災害地における人心の安定と交通秩序の維持を図るため、陸上又は海上における災害警備及び交通対策を実施する。

第1項 警備対策

1 陸上警備対策

県警察は、大竹市と緊密な連絡をとり、災害の種類、態様等に応じた警備体制を整え、次の措置をとる。

- (1) 災害現場における雑踏整理
- (2) 警戒区域設定後の出入禁止等の措置
- (3) 避難実施後の無人住宅地域の警戒
- (4) 犯罪の予防、取締り

2 海上警備対策

海上保安部（署）は、災害の種類、態様に応じた海上警備体制を整え、警戒区域の設定、立入禁止等の必要な措置をとる。

第2項 交通対策

1 陸上交通対策

県警察は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、災害対策基本法に基づく通行の禁止等の必要な交通規制を迅速的確に行うほか、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報等の危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

- (1) 隣接県警察との境界付近の交通規制を行うにあたっては、隣県警察相互の調整を図るものとする。
- (2) 県公安委員会が、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認め、区域または道路の区間に指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した場合においては、緊急通行車両等に対する迅速な確認事務を実施するとともに、緊急交通路を確保するものとする。
- (3) 緊急通行車両等に対する標章及び証明書の交付事務については、公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署）又は県（県民活動課）において行うものとする。

2 海上交通対策

海上保安部（署）は、海上交通の安全を図り二次的災害の発生を防止するため、必要に応じ、次の措置をとる。

- (1) 船舶交通の整理及び制限等の措置
- (2) 船舶の避難又は誘導等の措置
- (3) その他船舶の安全確保のための措置

第11節 救助・救急・医療計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合には、その特殊性から災害発生と同時に多数のり災者が発生するおそれがあるため、大竹市長が中心となり、県警察本部、海上保安部（署）、自衛隊等の救助関係機関の緊密な連携のもとに、り災者の救助・救急活動を実施する。

また、大竹市、県、日本赤十字社広島県支部、（一社）広島県医師会、災害拠点病院及びその他の医療機関は、災害時において多数の傷病者が発生し、応急医療を実施する必要がある場合には、相互に協力して迅速かつ適切な救護措置をとる。

第1項 救助・救急対策

1 特定事業者の措置

- (1) 災害の種類、態様等に応じた救助・救急計画を作成しておく。
- (2) 救出用資機材、救急医薬品、器材、救急車両等の救助・救急活動に必要な資機材を整備しておく。
- (3) 救助・救急隊を編成し、救急時の出勤体制を確立しておく。
- (4) り災者が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、救助・救急隊を出動させ、消防機関の到着後はその指揮を受け、協力して救助・救急活動を実施する。

2 大竹市消防本部の措置

- (1) 災害の種類、態様等に応じた救助・救急計画を作成しておく。
- (2) り災についての通報を受けた場合は、直ちに救助・救急隊を災害現場に出動させ、特定事業所等の責任者と緊密な連絡をとり、救助・救急活動を実施する。
- (3) 多数のり災者が発生し、大竹市消防本部では対応できないと判断したときは、直ちに相互応援締結市町に対し応援を要請する。

3 県警察及び海上保安部（署）の措置

大竹市消防本部との緊密な連携のもとに、り災者の救助・救急活動を実施する。

第2項 医療対策

1 大竹市の措置

- (1) 管内の医療機関の応急医療能力を常時把握しておく。
- (2) 傷病者に対する医療を迅速、適切に実施するため、傷病者は原則として、管内の医療機関に搬送する。
- (3) 傷病者の受入れ医療機関等と緊密な連絡をとり、支障のないよう必要な措置を講じる。
- (4) 管内の医療機関による医療が不足する場合には、県に対し応急医療の確保のための応援要請をする。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合には、災害の種類、態様等を考慮し、必要に応じて現地に仮設救護所を設置する。

2 県の措置

大竹市長の要請を受け、応急医療の必要を認めるときは、県立病院等の医師、その他の職員により救護班を編成して現地に派遣し、必要な救護活動を実施するとともに、日本赤十字社広島県支部又は（一社）広島県医師会若しくは災害拠点病院その他の医療機関に対し、応急医療の実施を要請する。

また、災害の急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

3 日本赤十字社広島県支部の措置

県の要請に基づき、所轄病院の医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施する。

4 （一社）広島県医師会の措置

県の要請に基づき、（一社）広島県医師会の会員たる医師その他の職員をもって編成する救護班を現地に派遣し、必要な救護活動を実施する。

第 12 節 電力応急計画

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱は、災害時において電力施設に被害を受けた場合には、電力施設の保護及び被災地に対する需要電力の供給を確保するため、「防災業務計画」に基づき、次の事項に留意し、応急復旧を実施する。

- 1 災害時における電力施設の保護及び被害電力施設の早期復旧
- 2 感電事故防止の処置及び広報
- 3 災害応急措置の実施のために支障となる電気工作物の措置
- 4 その他必要な事項

[岩国・和木地区編]

第1節 山口県石油コンビナート等現地防災本部

防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認めたときは、本節第2項の場所に、山口県石油コンビナート等現地防災本部（以下本編において「現地本部」という。）を設置し、当該特別防災区域において、緊急に統一的な防災活動を実施するものとする。

第1項 現地本部の基準

現地本部の設置及び廃止の基準は、おおむね次に該当する場合とする。

1 設置の基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急にかつ統一的な防災活動を実施するため特別の必要があるとき。

2 廃止の基準

災害防御活動が完了し、又は、おおむね完了の見込みが見ついたとき。

3 設置及び廃止の手続

- (1) 防災本部長は、現地本部を設置するときは、災害の事象に応じ関係市町長、消防長又は海上保安部長の意見を聞くものとする。
- (2) 防災本部長は、現地本部を廃止するときは、現地本部長の意見を聞くものとする。

第2項 現地本部の設置場所

1 設置場所

特別防災区域名		設置の住所	施設場所
岩国・大竹地区 特別防災区域	岩国市	岩国市今津町一丁目14-51	岩国市役所特別会議室（2F）
	和木町	和木町和木一丁目1-1	和木町役場2階企画総務課

2 本部室

現地本部が設置されたとき、速やかにかつ円滑な運営をするため、現地本部に次の物品を備え付けるものとする。

- (1) 机
- (2) 椅子
- (3) 黒板
- (4) 現地本部標示板
- (5) 腕章
- (6) 電話
- (7) テレビ、ラジオ
- (8) 企業配置図
- (9) 製造工程図
- (10) その他応急対策に必要な物品等

第3項 組織

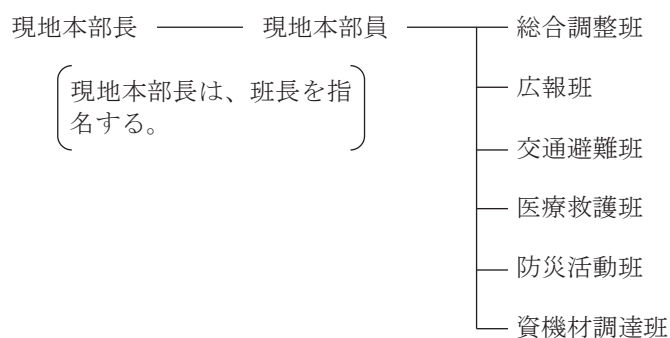
1 現地本部長及び現地本部員

(1) 防災本部長は、特別防災区域に次の者を現地本部長及び現地本部員としてあらかじめ指名しておく。

ただし、防災本部長は、災害の形態及び被害の範囲により、その都度必要に応じて、次の者以外の現地本部員を追加指名するものとする。

(2) 現地本部員は、代理出席を認める。

(3) 現地本部の基本的構成は、次のとおりとする。



ア 岩国市で災害が発生した場合

現地本部長	現 地 本 部 員
岩 国 市 長	中国四国産業保安監督部長 中国経済産業局長 広島海上保安部長 山口労働局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 和 木 町 長 岩国地区消防組合消防長 ENEOS(株)麻里布製油所長

イ 和木町で災害が発生した場合

現地本部長	現 地 本 部 員
和 木 町 長	中国四国産業保安監督部長 中国経済産業局長 広島海上保安部長 山口労働局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 岩 国 市 長 岩国地区消防組合消防長 ENEOS(株)麻里布製油所長

2 事務局

- (1) 現地本部の運営を円滑にするため、事務局を設け、現地本部の庶務を行う。
- (2) 事務局に事務局長1名と事務局員若干名を置く。
- (3) 事務局長は次の者を充て、事務局員は事務局長の所属する課（署）及び消防本部の職員とする。

特別防災区域名		事務局長
岩国・大竹地区 特別防災区域	岩国市	岩国市危機管理課長
	和木町	和木町企画総務課長

3 連絡員及び派遣者

(1) 連絡員

ア 現地本部員は、現地本部員の業務を補佐させるため、自機関の職員のうちから連絡員を選出し、現地本部に同行させることができる。

イ 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の現地本部員並びに事務局に対し報告すること。

また、必要に応じて、当該内容を現地連絡室に派遣した職員に連絡し、情報の共有を行うこと。

ウ 連絡員は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自機関及び現地連絡室に派遣した職員（不在の場合は、第5章第3節第5項2情報収集要領に定める情報提供責任者）に連絡すること。

エ 連絡員は、現地本部員の諸指示事項について連絡すること。

(2) 派遣者

ア 災害発生特定事業所の災害状況及び各施設について説明のため、災害発生特定事業所から派遣者を現地本部に出席させること。

イ 派遣者は、現地本部に対し災害状況を報告し、現地本部の質問事項に答えること。

ウ 派遣者は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自特定事業所に連絡すること。

エ 特定事業所は、現地本部が設置された時、速やかに派遣者を派遣させるため、あらかじめ指名しておくこと。

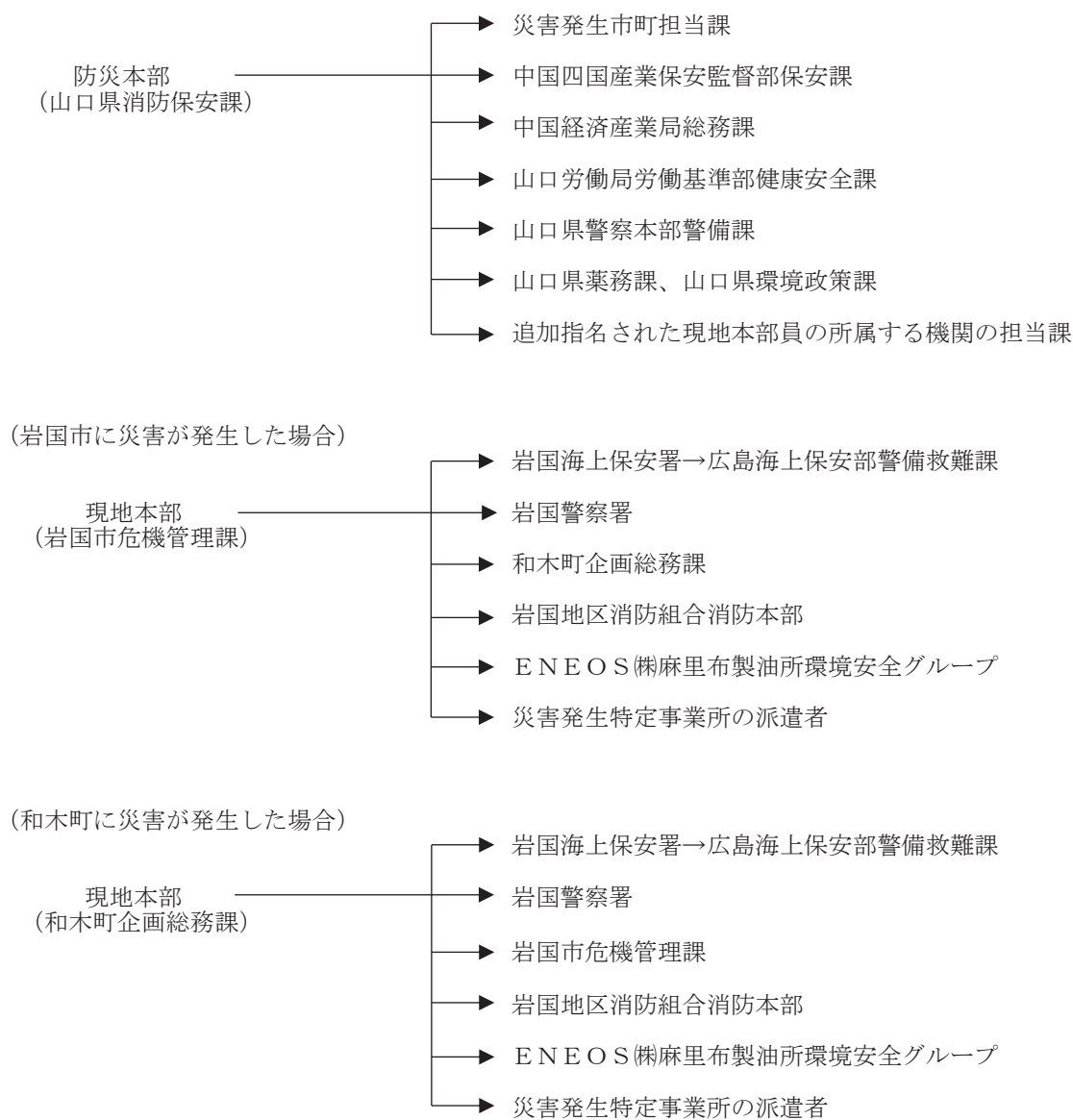
第4項 所掌事務

- 1 災害状況の把握をすること。
- 2 関係機関の活動状況の把握をすること。
- 3 関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡及び調整をすること。
- 4 調整事項を災害応急対策を実施する現地活動関係部隊に対し、連絡をすること。
- 5 1～3について防災本部に逐次報告をすること。
- 6 必要のある場合は記者発表を行うこと。
- 7 その他防災本部が指示したことを実施をすること。

第5項 配備要領

1 連絡方法

防災本部及び現地本部の事務局は、現地本部員及び派遣者に対し、次の系統図により現地本部に配備するよう連絡し、あわせて現地本部の設置日時及び設置場所を通知する。

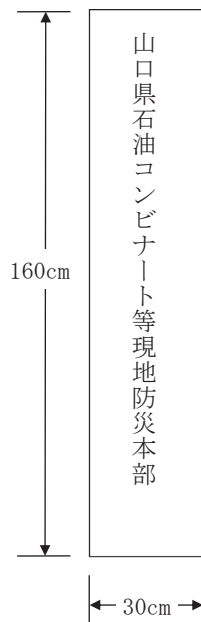


第6項 標識

現地本部を設置した場合、次の標識等を使用して標示するものとし、あらかじめ表示板は現地本部の設置場所に、腕章は防災本部事務局に配備しておくものとする。

1 標示板

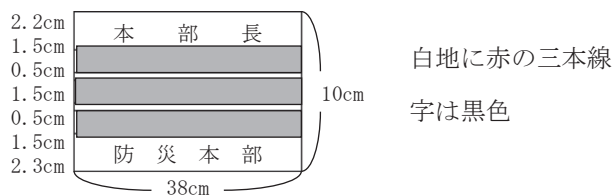
現地本部の標示板は次図のとおりとする。



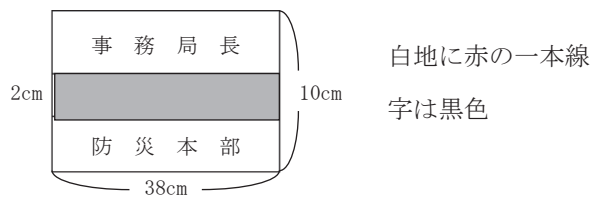
2 腕章

(1) 防災本部本部長及び防災本部事務局長が、現地本部等に出向するときは、次図の腕章を着用するものとする。

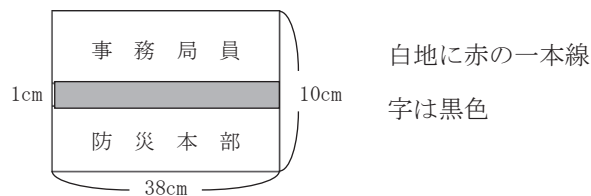
イ 防災本部長



ロ 事務局長

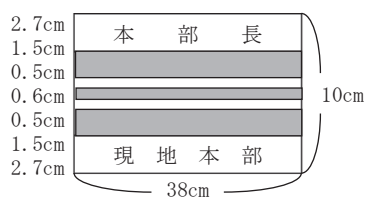


ハ 事務局員



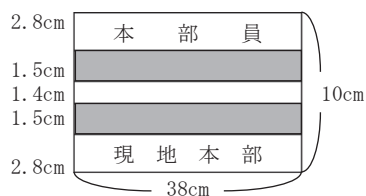
(2) 現地本部長、現地本部員、事務局長等が現地本部において防災活動に従事するときは、次図の腕章を着用するものとする。

イ 現地本部長



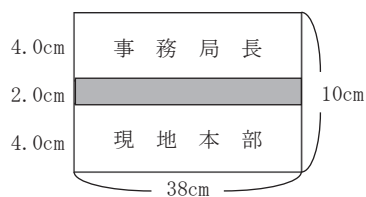
白地に赤の三本線
字は黒色

ロ 現地本部員



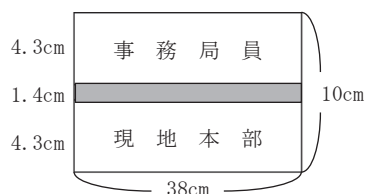
白地に赤の二本線
字は黒色

ハ 事務局長



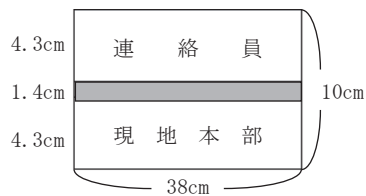
白地に青の一本線
字は黒色

ニ 事務局員



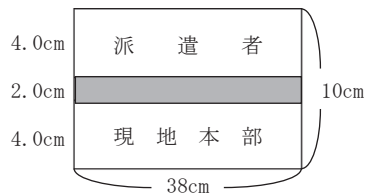
白地に青の一本線
字は黒色

ホ 連絡員



白地に赤の一本線
字は黒色

ヘ 派遣者



白地に黄の一本線
字は黒色

第2節 情報収集・伝達及び広報計画

第1項 異常現象の通報

1 防災管理者の通報

防災管理者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏えいその他異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは直ちにその旨を岩国地区消防組合消防本部に通報しなければならない。

なお、迅速かつ確実な通報が確保されるよう、次の異常現象の範囲について消防本部と協議しておくこととする。

2 異常現象の範囲

大竹地区編における異常現象の範囲と同じ（P5-2 参照）

3 1により通報を受けた消防長は、災害の状況により次の基準によって種別の判断を行い、関係機関に通報しなければならない。

(1) 第1種通報

特定事業所において、異常現象が発生し、当該特定事業所の自衛防災組織等（共同防災組織を含む）又は所轄消防署の一部の防災力により短時間かつ迅速に応急対策が完了し異常現象がなくなる場合の通報

(2) 第2種通報

第1種通報の基準を超える異常現象が発生し、上記（1）以上の関係機関が応急対策を実施する必要がある場合の通報

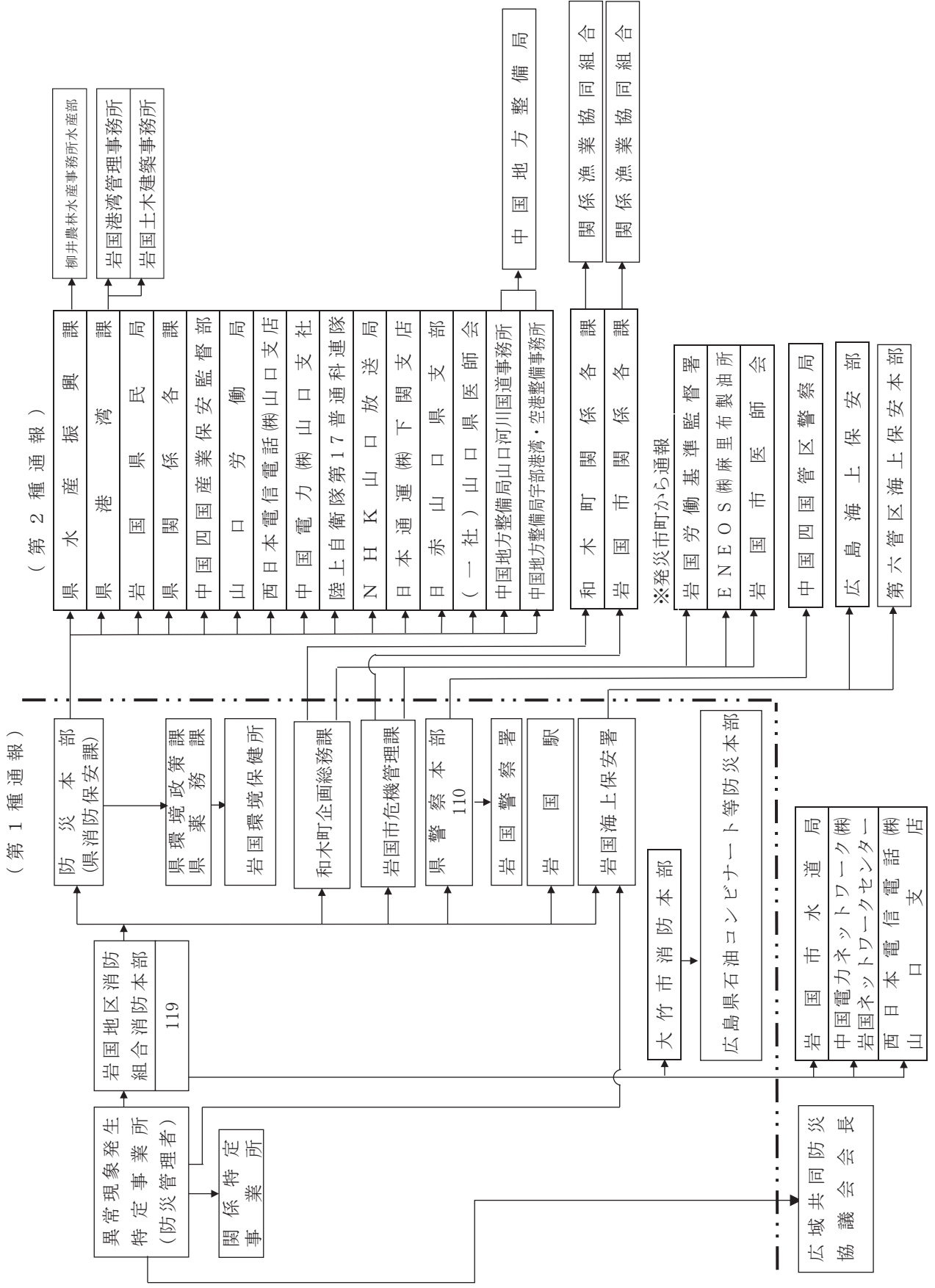
4 関係機関の通報

(1) 消防長から通報を受けた関係機関は次の通報系統図により、遅滞なく情報を通報し、又は互に情報を交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

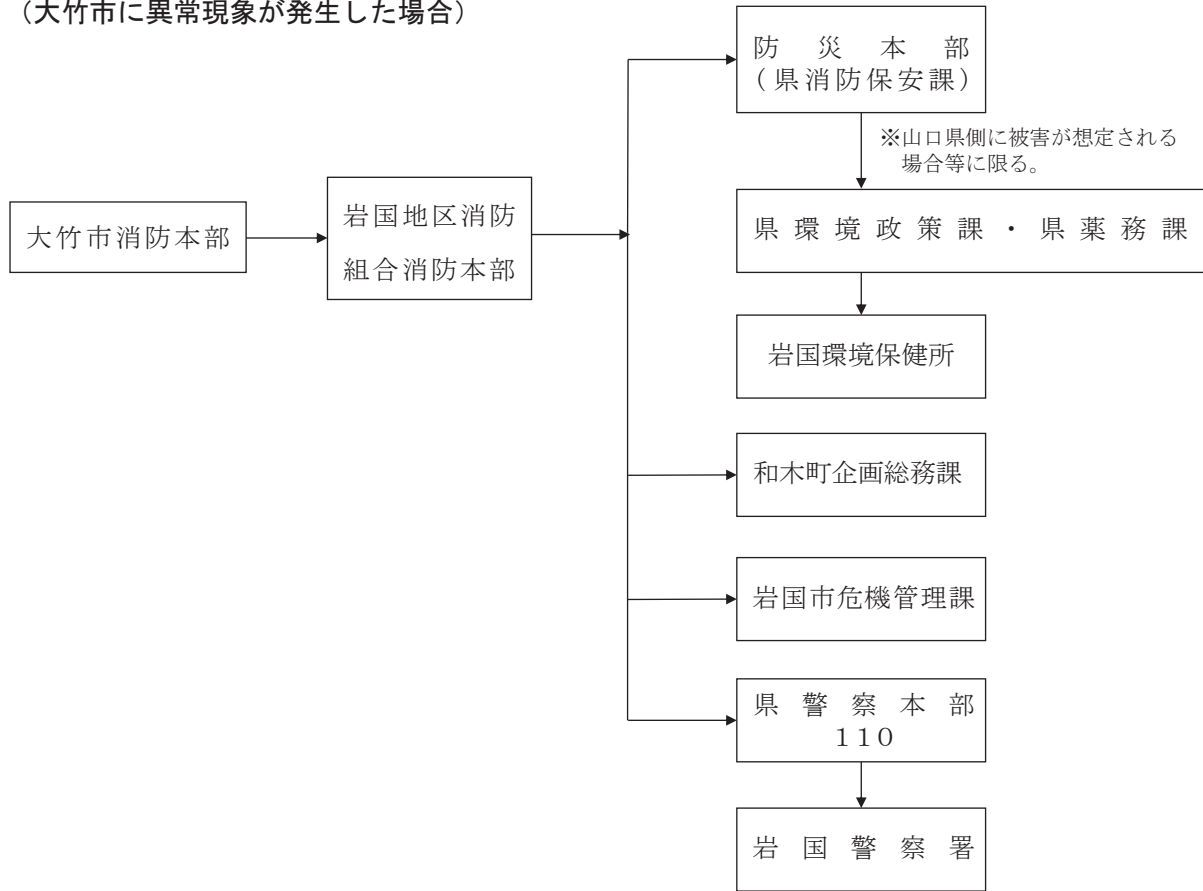
(2) 通報系統図に掲載されていない関係機関への通報

災害の拡大状況等に応じて、通報系統図に掲載されていない関係機関へも通報範囲を拡大し、通報するものとする。

(和木町・岩国市に異常現象が発生した場合)



(大竹市に異常現象が発生した場合)



第2項 異常現象の通報内容

1 防災管理者の通報内容

防災管理者からの消防署に通報される第1報は判明した範囲において、次の様式に基づいて行うこととし、その後の状況は、判明したものから逐次報告するものとする。

石油コンビナート等異常現象通報様式				事象番号	報
送信日時	年 月 日 時 分				
送信先	県防災本部, 消防, 海保, 警察, 保健所, 市防災, その他 ()				
発信者	事業所名	TEL			
	発信者名	FAX			
現地連絡室	設置場所	TEL			
	連絡室担当者氏名	FAX			
種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所		施設名		電子図面 座 標	
発生日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
発見日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
鎮火・ 処理完了	日時	年 月 日 時 分 ・ 対応中 (対応状況・被害状況を記載)			
	措置状況				
対応状況	活動機関	自衛防災組織・公設消防・海上保安部・その他 ()			
	警戒区域 設定状況	警戒区域・消防警戒区域・火災警戒区域・その他 ()			
	活動状況	消火活動中・警戒体制・拡散防止措置中・漏えい停止操作中・その他 ()			
	施設運転状況	運転中・緊急停止中・停止中 (停止完了含む) ・その他 ()			
被害状況	物質名				
	性状	可燃性・水溶性・毒性・その他 ()			
	現状	拡大中・制御中・鎮圧中・終息・確認中・その他 ()			
	範囲	事業所外 (陸上・海上) ・施設外・施設内・確認中・その他 ()			
	避難等要否	必要・不要・確認中・その他 () ※必要な場合 (風向・風速等)			
	死傷者等	有 (死者 人, 負傷者 人) ・ 行方不明 (人) ・ 確認中 ・ 無			

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の概要					
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他 ()			
	施設区分	危険物施設・高危混在施設・高圧ガス施設・その他 ()			
	施設概要				
	その他				

備考1：空欄及びその他の()内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

2：被害状況の欄には、流出する化学物質又は流出するおそれのある化学物質について記載すること。複数ある場合は、別紙を利用すること。

注意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。確認がとれてない事項は、その旨記載して通報すれば足りること。

2 消防長の通報内容

消防長から関係機関に通報される内容は、次の第3項2災害即報で示す即報様式の内容に準じて、判明したものから逐次行う。

- 事故名 {
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2. 危険物等に係る事故
 3. 原子力施設等に係る災害
 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1火災 2爆発 3漏えい 4その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1危険物 2特定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6R I等 7その他 ()		物質名			
施設の区分	1危険物施設 2高危混在施設 3高压ガス施設 4その他 ()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別、年齢) 人		負傷者等			
			重症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	そ の 他	人				
			消 防 本 部 (署)	人		
			消防防災ヘリコプター	機 人		
			消 防 団	人		
			海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人			
		そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

記入要領

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の種別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
 - ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
 - イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
 - ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第3項 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告する。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

- （1） 災害の状況
- （2） 応急対策上必要な情報（プラントの温度や圧力（通常時、発災時）、周辺施設の状況、消防活動上必要な配慮事項（可燃性の有無、毒劇物・放射性物質等の別、注水の可否等）
- （3） 災害応急措置の実施状況
- （4） 今後予想される災害の態様（災害の拡大・収束の段階及び状況、有害物質の漏えいや飛散物等による外部への影響の有無等）
- （5） 今後必要とされる措置
- （6） 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- （7） その他必要な事項

2 災害即報

岩国地区消防組合消防本部は、即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を防災本部を通じて消防庁に報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、岩国地区消防組合消防本部は第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、岩国地区消防組合消防本部は第一報の報告後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

（1） 即報基準

ア 一般基準

原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故

- （ア） 死者 3 人以上生じたもの。
- （イ） 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの。

イ 個別基準

一般基準に該当しないものにあっても、石油コンビナート等特別防災区域内の事故で、次の基準に該当するもの。

- （ア） 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

（例示）

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故

- （イ） 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。
- （ウ） 特定事業所内の火災ア以外のもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（2） 直接即報基準

- ア 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

（例示）

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故

イ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

3 災害報告

(1) 消防本部（月報）

岩国地区消防組合消防本部は、原則、事故発生月の翌月10日までに、消防庁が開発した「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム（以下「事故報告システム」という。）」により、その概要を登録する。（入力要領等については、事故報告システム参照）

(2) 特定事業者

災害が発生した特定事業者は、その概要を、「災害状況等の報告項目」により、遅滞なく防災本部に報告するものとする。

第4項 地震・津波発生時の通報

特別防災区域の地震のあった場合には、次により通報を行うものとする。

なお、地震により異常現象が発生した場合は、第1項から第3項による。

1 通報基準

広島県南西部又は山口県内に震度4以上の地震が観測又は特別防災区域に津波警報以上が発表された場合とする。

2 通報系統

(1) 特定事業所

通報基準に該当する地震発生又は津波警報以上が発表後、直ちに防災規程等に定めるところにより所内の点検を実施し、その結果を消防本部に通報するものとする。

(2) 消防本部

各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、防災本部に連絡するものとする。

3 通報内容

地震の影響の有無及び概要を速報するとともに、遅滞なく次の様式により報告するものとする。

石油コンビナート等特別防災区域地震影響報告

() 消防本部→防災本部

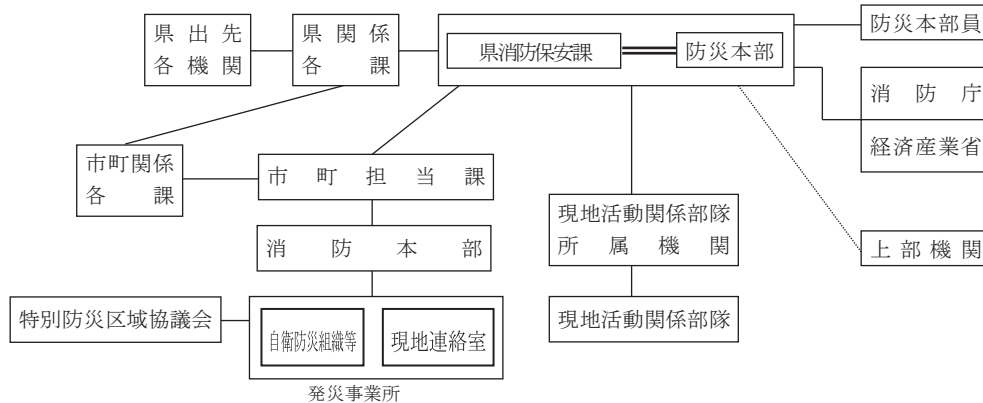
事業所名	震度	ガル	避難の有無	地震の影響と事業所のとった措置	備考

第5項 情報収集体制

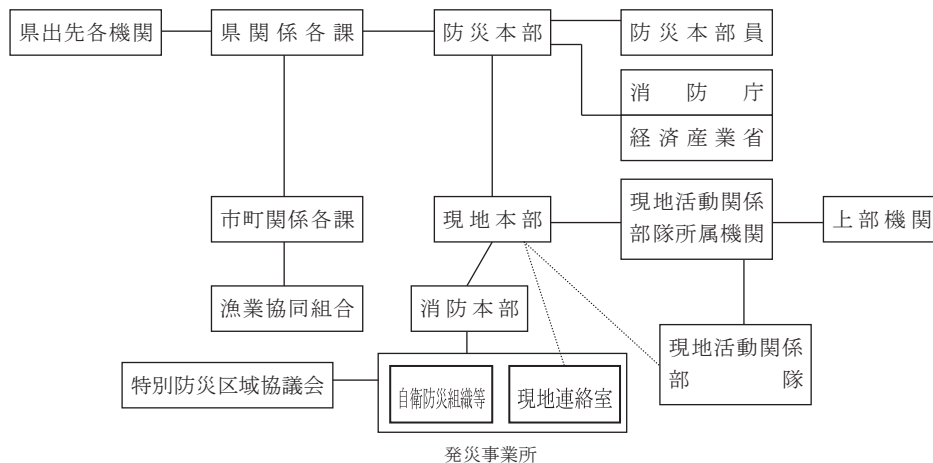
災害報告等については各種法令及び規程取扱要領により各機関の系統ごとに処理されるが、災害時における災害情報の収集、報告体制は次により運用するものとする。

1 情報収集系統図

(1) 現地本部が設置されない場合



(2) 現地本部が設置された場合



2 情報収集要領

- (1) 災害発生事業所は、災害発生後、速やかに初動対応マニュアルに基づく「現地連絡室」を事業所内に設置し、災害の状況、講じた措置、その他の災害情報を関係機関へ統一的に提供するものとする。
また、情報が迅速かつ適切に伝達・集約されるよう、事業所内外の連絡体制を構築しておくこと。
なお、事故発生時に「現地連絡室」が十分機能するよう、あらかじめ自衛防災組織の動員計画に次の事項を定めておくこととする。
 - ア 情報提供を行う担当組織及びその設置場所、連絡先
 - イ 関係機関や報道機関へ提供すべき情報内容、提供方法
 - ウ 情報提供責任者
- (2) 関係機関は、現地連絡室等において災害情報（災害の拡大状況、風速・風向等）を収集・共有し、防災本部（現地本部が設置されたときは現地本部）へ報告するものとする。
- (3) 特別防災区域協議会は、被害が周辺地域に及ぶ恐れのあるときには、災害発生事業所からの要請により、風向や風速、有毒ガス等の濃度分布、黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲等、被害の拡大状況についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供するものとする。
- (4) 防災本部及び現地本部は連絡を密にし、災害状況について関係機関に連絡するものとする。
- (5) 情報収集にあたって被災写真等を活用するものとする。
また、必要に応じヘリコプターによる上空からの災害情報収集を行うものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリ運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第6項 災害広報体制

1 住民に対する災害広報

災害時における住民の不安解消と安全確保のため、関係機関は現地連絡室等において収集した事故情報に基づき、必要に応じ、広報内容の統一と広報範囲及び場所等の調整をはかりながら住民に対し広報活動を実施するものとする。

なお、コンビナート事故は、事故の事象や規模、形態、被害の拡大状況等により、時々刻々と状況が変化していくことから、市町は、あらかじめ「住民広報マニュアル」を定め、特別防災区域協議会が定める「初動対応マニュアル」と相まって、事業所と関係機関が一体となった災害広報体制を整備しておくものとする。

(1) 実施機関

- ア 山 口 県
- イ 山口県警察本部
- ウ 市町
- エ 消防本部
- オ 海上保安部（署）
- カ 報道機関
- キ 災害発生特定事業所

(2) 広報内容

- ア 災害発生時
- イ 災害発生場所、特定事業所名
- ウ 応急措置の状況
- エ 交通規制状況
- オ 警戒区域
- カ 住民に対する注意事項
- キ 船舶等に対する注意事項
- ク 災害復旧の見通し
- ケ 避難の要否
- コ 地震防災対策等の注意事項
- サ 生活情報の提供（医療機関、高齢者や乳幼児等の受入状況、マスクや医療品等の物資配布、インフラ被害状況等）
- シ その他必要事項

(3) 広報手段（多様なツールを使用し、実施する。）

- ア テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティーFMを含む）
- イ 防災メール、エリアメール、ホームページ
- ウ 有線放送施設、防災行政無線
- エ パトロール車、広報車
- オ 印刷物
- カ 航空機
- キ 船舶、消防艇、巡視船艇
- ク 拡声器等
- ケ 口 伝
- コ 自治会役員や消防団員等による戸別訪問等
- サ その他広報媒体の活用

2 報道機関に対する災害広報

(1) 広報実施機関

原則として防災本部と現地本部が発表する。

(2) 広報場所

防災本部及び現地本部とする。

(3) 広報時間

防災本部にあつては、必要に応じ県政記者クラブ及び県政記者会、現地本部にあつては地元記者クラブ等と協議して定める。なお、発表は同時に公平に行うよう留意する。

(4) 連絡

広報実施機関は、原則として(1)によるが、各機関独自に発表する必要が生じた場合は、あらかじめ防災本部又は現地本部に連絡をとったうえ発表を行うものとする。

なお、発表に要した資料等は、防災本部又は現地本部に提供すること。

第7項 通信確保体制

応急対策の実施に必要な通信は、公衆電気通信設備及び各機関の専用線無線を使用するものとするが、これによる通信が不可能な場合又は著しく困難な場合は、他の機関が設置する有線電気通信設備及び無線通信設備の利用を図る。

また、応急対策の実施に必要があると認める場合は、西日本電信電話(株)山口支店に対し臨時電話回線の申し込みをするものとする。

なお、現地本部をはじめ、関係機関は災害時における通信設備の必要数を把握し、応急対策が効果的に実施できるよう平素から心がけるものとする。

第3節 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準

特定事業所は、その特定事業所における災害の発生又は拡大の防止を迅速かつ的確に実施するため、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動について具体的な基準を定めておくものとする。

第4節 災害応急防御活動計画

火災、爆発、漏えい、流出、その他の災害に関し関係機関は、災害の事象に応じ、次の現場活動を実施する。

第1項 防御活動の主体と基本

1 防御活動の主体

災害の種別、事象に応じ、防御活動の主体となる担当機関は、次のとおりとする。

また、特定事業所は、二次災害防止の観点も考慮し、消防機関や海上保安部署等関係機関に対して「連絡責任者」（到着した消防隊等に安全な防災活動を行う上で必要な情報を提供する責任者）を定め、発災時には、消防隊等を安全に現場誘導するための集合場所であるアクセスポイントを連絡するとともに、当該地点で、施設の概要や周辺施設の状況、危険物・可燃性ガス・有毒ガス等の漏えい状況、注水の可否、貯槽等の爆発危険、SDS、今後予想される災害の状況や外部への影響等の防災活動を安全に行うための情報を相互に再確認した後、連携して防御活動に当たるものとする。

(1) 陸上における防御活動は主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。

(2) 海上における防御活動は主として海上保安部（署）及び自衛防災組織等が担任する。

(3) 岸壁（ふ頭、棧橋）にけい留された船舶の災害の防御活動は、海上保安部（署）と連携をとりながら主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。

(4) 陸上及び海上の両機関は、(1)、(2)にかかわらず常に密接な連携協力をするものとする。

2 防御活動の基本

関係機関の活動の基本は次のとおりとする。

(1) 自衛防災組織等

異常現象の発生を直ちに消防機関に通報するとともに、防災規程の定めるところにより初期防御活動を開始し、消防機関の現場到着後は、この指揮下において、消防機関と一致協力し総力を挙げて防御活動を実施する。

(2) 消防機関

異常現象の発生通報を受報すると同時に防災計画に定める関係機関に連絡通報をし、直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織等及びその他の関係機関と連絡調整を密にしながら総力を挙げて有効適確な防御活動を実施する。

(3) 海上保安部（署）

消防機関、自衛防災組織等及びその他の関係機関に対し、情報の提供、関係機関の相互連携の調整等を実施する。

(4) その他の関係機関

消防機関、海上保安部（署）等と緊密な連絡をとりながら、それぞれの防御活動を実施する。

第2項 防御活動

1 火災、爆発

(1) 防御活動の開始に当たり消防隊員等の現場における把握事項

ア 災害対象事物に共通する事項

- (ア) 対象物における燃焼物質の種別、品名、残存数量等
- (イ) 圧力の有無と状況
- (ウ) 燃焼拡大方向と遮断物件、設備等の有無
- (エ) 有毒性ガスの発生の有無と可能危険性
- (オ) 燃焼物の化学的特性と化学変化、二次爆発発生危険性の有無
- (カ) その他必要な広報事項の内容の設定

イ ア以外で対象物ごとに必要な把握事項

[危険物タンク]

- (ア) 液面（燃焼表面）レベルの確認とタンク底板までの長さの確認
- (イ) 固定泡消火設備の正常程度の確認と設備チャンバーの数、位置等
- (ウ) 彎形の有無状況と予想
- (エ) 注入、払出し配管の状況とバルブの位置
- (オ) 油種、製品種別による油中ドレンの推測
- (カ) 防油堤の状況と排水口、排水弁の状況
- (キ) その他

[装置]

- (ア) 遮断孤立の手段の確認（運転操作と水幕設備等による孤立）
- (イ) 脱圧可能の有無と脱圧手段の確認
- (ウ) 注水危険部位の確認
- (エ) 装置に近接するパイプ群の状況と他方面からの流れ込み危険物、ガス等の状況
- (オ) 不活性ガスヘッダーの位置と使用可能の有無の確認
- (カ) ストラクチャー内の高圧、特殊危険性のある塔槽類の位置の確認
- (キ) その他

[高圧ガス施設]

上述の装置の把握事項に準ずるほか、必要な事項の把握確認

(2) 防御方法

ア 防御活動に当たり、消防隊員等が実施すべき共通事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 必要に応じ耐熱服、呼吸器等を着用する。
- (イ) 水、消火薬剤等による直接鎮圧作業並びに付近施設への冷却注水活動をする。
- (ウ) 消防警戒区域の設定をする。
- (エ) 人命検索と救出活動をする。

イ 災害施設の種別ごとの原則的活動要領はおおむね次のとおりとする。

〔危険物タンク火災〕

- (ア) 泡消火薬剤及び防災資機材の必要量の推定と補給の手配をする。
- (イ) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 火災タンクの油抜き取り作業を実施する。
- (エ) 火災タンク及び隣接タンクの冷却不足部分に対する冷却注水隊の配備運用を図る。
- (オ) 泡放射隊の編成。配備運用を図る。
- (カ) 泡消火薬剤等の現場補給作業を実施する。
- (キ) 防油堤の点検、補強及び排水作業を実施する。
- (ク) 堤内流出油の消火又は泡被履処理を行う。
- (ケ) 燃焼表面の位置とヒートウェーブの進行度合を常に注目し、スロップオーバー、ボイルオーバー現象を起こさせないように適切な冷却を行う。
- (コ) その他必要な事項

〔装置火災〕

- (ア) 装置の緊急遮断及び危険物の除去を行う。
- (イ) 固定、半固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 冷却及び援護注水隊の配備運用を図る。特にストラクチャー内の特別高圧容器類への集中冷却を図る。
- (エ) 流出油に備え、泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (オ) 火点に隣接のタワー類の脱圧を図る。
- (カ) N_2 注入を図り、このための必要な仮配管作業の実施を図る。
- (キ) 装置火点の直上部配管群すべての遮断孤立を図る。
- (ク) 大量冷却注水の効果的な排水を図る。
- (ケ) 装置の爆発、油の流出に備えるため、要所に土のうを配置する。
- (コ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (サ) 注水危険箇所の標示及び周知徹底を図る。

〔高圧ガス施設火災〕

- (ア) 未燃ガスの緊急遮断をする。
- (イ) 災害発生施設の固定消火設備又は冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 隣接する施設の冷却散水設備の作動措置をする。
- (エ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (オ) 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施する。
- (カ) N_2 による置換措置をし、常に低圧を維持させるとともに消火活動を実施する。
- (キ) 可燃性ガスの漏えいの有無及び濃度の測定並びに排除措置をする。
- (ク) 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の補充配備を図る。
- (ケ) スチールによるガス拡散の防止と稀釈を図り、同時にスチームカーテンによる火焰ののびを抑制する。
- (コ) その他必要な事項

〔けい留中等の船舶及び海面火災〕

- (ア) 棧橋等の閉鎖と周辺海域の船舶の避難措置をする。
- (イ) 消防艇その他消防能力を有する船艇による海上からの泡消火活動等の消火活動を行う。
- (ウ) 陸上部から泡消火活動等の消火活動を行う。
- (エ) 未燃、流出油面に対し、予備泡放射を実施する。
- (オ) 沿岸至近施設に対する予備注水等の防護措置をする。
- (カ) 泡消火薬剤、防災資機材の補給作業をする。
- (キ) オイルフェンスの展張等による油の拡大防止措置をする。
- (ク) 必要に応じ、災害発生船舶の沖出しを実施する。
- (ケ) その他必要な事項

2 漏えい

- (1) 施設の緊急遮断をする。
- (2) 残ガスの減量、回収措置をする。
- (3) 可燃性ガス等の漏えい拡散範囲を測定する。
- (4) 避難命令及び火災警戒区域の設定をするとともに、風向、風速の状況から必要な広報事項を定める。
- (5) 有毒ガス、刺激性ガス発生源の薬剤中和処理をする。
- (6) 可燃性ガス拡散のため強力噴霧一斉放水を実施する。

3 流出

〔防油堤（防止堤を含む。）内の流出油〕

- (1) 堤の弱体箇所の点検補強をする。
- (2) 流出破損箇所の応急修理をする。
- (3) 石油タンク内残油の抜き取りを実施する。
- (4) 重質油はバキューム車等で回収するほか、導流溝による防災ピットへの導流を図るとともに、防災ピットから専用ポンプで他のタンクに緊急移送する。
- (5) 軽質油は泡放射及び中和剤等を投入したのち、引火のおそれのない方法で回収する。
- (6) 軽質油の場合は泡放射隊を配備する。
- (7) その他土のう等必要な準備をする。
- (8) 防油堤を超えた流出油については、次の防除活動を図る。
 - ア 防止堤の補強を行う。
 - イ 応急誘導溝を構築する。
 - ウ 警戒及び油の回収をする。
 - エ 油の回収は、堤内流出油に準じる。
 - オ 防災上、重要施設等に消火隊を配備する。
 - カ 流出油防止資機材の補充配備をする。

〔海上流出〕

- (1) 防御活動開始に当たり、次の事項を調査する。
 - ア 船名、停泊けい留の状況又は、施設の状況及び付近停泊船舶の状況
 - イ 船体の状況又はタンク等の損傷状況
 - ウ 流出状況及び火災発生の危険性及び人体への影響の有無
 - エ 当面とっている措置
 - オ 品名、性状、重量、容積
 - カ 積載又は管理状況
 - キ 船舶所有者、荷送人、荷受人、代理店又は施設の設置者、管理者の住所、氏名又は名称
 - ク 現場付近の気象、海象
- (2) 防御方法

- ア 潮流、風向、風力等を勘案して危険のある海域（範囲）を判断する。
- イ アにより必要に応じて警戒区域を設定し、火気及び船舶運航の制限、禁止措置を講じ、警戒を実施する。
- ウ 船舶所有者、船長、荷送人、荷受人等に対し拡散防止又は除去を命ずる。
- エ 専門技術者、作業員の動員及び所要資機材の輸送の手配をする。
- オ 付近の住民、船舶等の避難命令及び広報を実施する。
- カ 必要に応じて、災害発生船舶の安全海域への曳航をする。
- キ 流出箇所の応急修理（専門技術者等）、瀬取船による瀬取り又は他のタンクへの移動をする。
- ク オイルフェンス等による拡散防止措置をする。
- ケ 中和剤、油処理剤等により中和処理を行う。
- コ 回収船、回収器具等による回収処理を行う。
- サ 吸着材等による回収処理を行う。
- シ 消防艇、消防能力を有する船艇を配備する。
- ス 沿岸パトロール（ガス検知の実施、火気の制限等）及び広報を実施する。

4 その他

高潮、台風等の自然現象が発生し、またはそのおそれがある場合において、自衛防災組織等は、特定事業所内における災害発生の未然防止を図るため、必要な防災要員及び防災資機材等を召集、配備し、特定事業所内の各施設設備等の点検パトロールを強化するとともに、必要に応じて危険か所の補強、気象条件（風速等）が急変したときの入出荷の停止、施設の緊急停止、船舶の接岸停止の措置等適確な措置を講ずるものとする。

第3項 地震に対する防御活動

地震による被害は、第2章第1節災害基本想定のとおりである。これらの災害に対する防御活動は基本的には、前項の火災・爆発、漏えい等の防御活動に従って対応することとなる。

また、地震発生時には、被害が同時に複数の箇所が発生する恐れがあることから、公設消防機関は一般地域の災害対応に追われることも考慮し、特定事業所は、自衛防災組織等による限られた消防力での応急活動が行えるよう、人員・資機材の効率的な運用を行い、地震時行動基準に基づき、早期に次の点に留意し自衛防災体制を確立する。

- (1) 通報連絡又は自らの覚知により非常参集（特に休日・夜間）し、地震の程度に応じて、自衛非常対策本部の設置、緊急安全点検、緊急停止の実施を行う。
この場合、一次退去等の自己防衛にも注意する。
- (2) 施設ごとの地震に対する脆弱性や災害が発生したときの危険性等を踏まえた効率的なパトロールを実施する。
- (3) 監視カメラ等を用いた緊急安全点検等により、設備の異常や被害状況を早期に把握する。
- (4) 2次被害の発生及び拡大防止のため、非常安全措施（運転停止、脱圧・脱液、ブロック化等）、漏えい箇所の防止及び消防活動等の応急対策を実施する。
同時多発の被害の場合は重要施設（人命危険、災害の拡大危険）を優先して効率的な活動をする。
- (5) 関係機関と一体になって、情報の収集、報告、通報、広報をする。この場合、あらかじめ、項目、報告先、手段（電話、無線、バイク等）を定めておく。
- (6) 被害の程度により、同社他事業所や共同防災隊の応援を受ける。

第4項 津波に対する防御活動

津波による被害は、第2章第1節災害基本想定のとおりである。これらの災害に対する防御活動は、基本的には第2項の火災・爆発・漏えい等の防御活動に従って対応することとなる。また、津波の襲来が予測される場合は、特に、次の点に留意して対応する。

1 津波の想定

山口県地域防災計画における南海トラフ地震等に係る津波想定では、岩国・和木地区における最高津波水位到達時間を、次のとおり想定している。また、津波は、長時間にわたり繰り返し襲来することも考えられる。

代表地点	南海トラフ地震					周防灘断層群主部				
	最高津波水位 (T.P.m)	うち(m) 津波波高	最高津波水位 到達時間(分)	海面変動 影響開始 時間(分)	上昇 下降	最高津波水位 (T.P.m)	うち(m) 津波波高	最高津波水位 到達時間(分)	海面変動 影響開始 時間(分)	上昇 下降
岩国港 (岩国市)	3.0	1.2	223	32	下降	1.9	0.1	159	-	-
小瀬川 河口 (和木町)	3.0	1.2	218	31	下降	1.9	0.1	163	-	-

※「最高津波水位」は、代表地点の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示したもの

※「津波波高」は、津波水位から初期水位を引いたもので、津波による水位変化の値。

※「最高津波水位」、「海面変動影響開始時間」の津波断層モデルは異なることがある。

2 活動要領

南海トラフ地震等の巨大地震が発生した場合、津波が各地区に到達するまである程度の時間的余裕がある。

したがって、各地区ではこの時間と予想される地震動を念頭に置いて、津波到達までと津波警報解除後の対応を区別した上で、被害軽減のために行うべき行動を明確にしておく必要がある。具体的には、従業員の出勤（所要要員の欠員に備えた代替要員の確保も含む）及び安全な場所に避難するための時間を考慮したうえで、限られた時間内に、次のような確認・緊急措置を効率よく実施しなければならない。

(1) 津波到達まで

- ア タンカー・栈橋での入出荷の緊急停止
- イ 着岸中の船舶への港外待避（できない場合は係留強化）への協力
- ウ 事業所内の保安パトロール
- エ 充填、移替え作業の停止
- オ 漏えい等が発生した場合の緊急遮断
- カ 施設内への浸水防止に効果がある扉等の閉止、土嚢積み等
- キ 防油堤に損傷があった場合の土嚢積みなどの浸水防止措置
- ク その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置

(2) 津波警報解除後

- ア 危険物施設、高圧ガス施設等の緊急安全点検の実施
- イ 被害状況等の情報収集及び報告
- ウ 被害態様に応じた応急対策の実施

第5節 応援要請計画

関係機関は、災害が発生した場合、災害の態様に応じ、地方公共団体等に対して必要な応援要請等を行い、災害の拡大防止を図る。

防災本部は、発災特定事業所や消防機関等と密接な情報共有を行い、災害の拡大状況に応じて防災資機材の調達、県内の他の特防協や国への応援要請の必要性など、総合的な応急活動体制を検討し、迅速に対応措置を講ずる。

第1項 応援の要請

(1) 特定事業所及び関係企業等に対する応援要請

ア 災害発生特定事業所は、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、関係特定事業所及び関係企業間等の応援協定等に基づき他の特定事業所及び関係企業等に対し応援の要請を行う。

イ 市(消防機関)は応急措置の実施のため必要があると認めるときは、市(消防機関)及び特定事業所等間の応援協定等に基づき他の特定事業所等に対し応援の要請を行う。

(2) 市町に対する応援要請

ア 消防機関は消防相互応援協定により、他の消防機関に対し応援要請を行う。

イ 市町長は災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に対して応援を求める。

ウ 知事は災害が発生した市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、他の市町長に対して応援すべきことを指示する。

(3) 都道府県に対する応援要請

ア 市町長は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。

イ 知事は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して応援を求める。

(4) 緊急消防援助隊に対する応援要請

ア 市町長は、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときには、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 知事は、市町長から緊急消防援助隊の出動要請があった場合、又は市町長からの要請がない場合でも、知事が判断した場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

第2項 要請手続

応援を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

- 1 被害状況
- 2 応援を要する職種別人員
- 3 応援を要する防災資機材等の品名並びに数量等
- 4 応援を要する期間
- 5 応援の場所
- 6 その他応援に関する必要な事項

第3項 応援活動

要請に応じて応急措置に従事する者は、応援を求めた者の指揮の下に行動するものとする。

第4項 費用の負担

- 1 応援協定等に基づく応援活動を実施した場合は、応援協定等に規定する費用を負担する。
- 2 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、応援要請をした者が負担し、おおむね次の費用を対象とする。
 - (1) 職員の旅費相当額
 - (2) 応急措置に要した資材の経費
 - (3) 応急活動実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - (4) 救援物資の調達、輸送に要した経費
 - (5) 車両機器等の燃料費及び維持費

第5項 応援部隊の受入措置

- 1 到着場所の指定及び現場への誘導
- 2 連絡場所の指定
- 3 連絡責任者の指名
- 4 指揮系統の確認及び徹底
- 5 使用資機材の確保、供給に必要な措置
- 6 SDSや影響範囲、施設概要等の情報提供

第6項 応援協定等締結状況

第3章第3節参照

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

天変地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請する。

第1項 災害派遣要請者

知事

第2項 災害派遣要請先

区分	要請先	所在地
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町二丁目 (0827-22-3181) 下関市王喜町松屋 (083-282-1180) 下関市吉見町永田郷2055 (083-286-2323)
航空自衛隊に関するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官	防府市田島 (0835-22-1950) 防府市中関 (0835-22-1950) 福岡県春日市原町3-5 (092-581-4031)

第3項 災害派遣時に実施する救援活動

1 救援活動の具体的内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索援助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物質の緊急輸送
救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。ただし、救急患者輸送の場合においては、原則として医師等のとう乗を行う。
- (9) 給水等
被災者に対し、給水等を実施する。

- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき被災者に対して救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に災害の救助に関連して部外者の搭乗を申請した場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲で部外者の搭乗を行う。

第4項 災害派遣要請手続

1 事務処理の方法

要請は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電信、電話により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。(自衛隊法施行令106条)

2 要請に際し明らかにする事項(自衛隊法施行令106条)

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5項 災害派遣隊受入計画

要請権者は、災害派遣部隊の業務を円滑に実施できるよう災害現地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、使用資機材の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

第6項 災害派遣経費の分担区分

1 自衛隊の負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の直接必要な経費

2 派遣を受けた者の負担する経費

1に掲げる経費以外の経費

第7項 災害派遣部隊の撤収要請

要請者は、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったときは、災害派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第8項 ヘリポート設定

災害派遣時におけるヘリポートの設置については、市町長が県經由により関係部隊と協議し実地調査のうえ定める。

ヘリポート予定地

市町村	第1予定地	第2予定地	第3予定地	第4予定地
岩国市	横山河川敷運動公園	錦見河川敷運動公園	岩国市地方卸売市場	岩国高等学校
和木町	和木中学校	蜂ヶ峰総合公園	—	—

第7節 防災資機材調達輸送計画

災害が発生し、災害応急対策に要する防災資機材等の不足をきたし、又はそのおそれのある場合関係機関は迅速にこれら資機材等の調達及び輸送を行い、災害応急対策の万全を図るものとする。

第1項 実施機関

- 1 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は、協定等に基づき行うものとする。
- 2 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送ができないときは関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2項 調達手続

資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 災害の状況及び調達理由
- 2 必要とする資機材等の数量
- 3 輸送方法及び区間
- 4 その他必要な事項

第3項 輸送力の確保

1 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法によるものとする。

なお、輸送の迅速化を図るため、警察は必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行うものとする。

- (1) トラック等による輸送
- (2) 船舶による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送

2 輸送力の確保基準

(1) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保ができないときは、次の車両について、借上げ等の措置を講ずるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業者所有の車両
- ウ 中国運輸局に対する陸上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- エ その他の自家用車両

(2) 船艇の確保

実施機関は、海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講ずるものとする。

- ア 海上保安部（署）船艇の出動要請
- イ 中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん、又は調整の要請
- ウ 公共的団体等所有船舶による輸送の協力要請

(3) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

自衛隊災害派遣要請権者は、必要と認めるとき、自衛隊に対し次の措置を講ずるものとする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(4) 日本通運株式会社の輸送力の確保

ア 防災に関する組織

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、周南、防府、宇部）に防災本部を設けるものとする。

イ 防災本部間の関連

下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的統制調整を行う。

ウ 災害における県、市への協力体制

(ア) 県からの輸送協力要請の受理

下関特定支店総括本部が受理する。

(イ) 市からの輸送協力要請の受理

各支店防災本部が受理する。

エ 各支店防災本部の連携措置

(ア) 輸送の要請→関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講ずる。

(イ) 関係支店防災本部→下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。

(ウ) 下関特定支店総括本部→各支店防災本部

下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

オ 輸送力及び物資輸送の確保

災害の規模により、山口県内の日通保有車両による輸送力の確保とともに他府県所在の日通車両の応援を求める等の措置を講ずる。

カ 関係機関に対する協力

県及び市、町以外の他の関係機関から輸送の協力要請があったときは、この計画の体制により処理する。

第4項 防災資機材調達先及び調達数量

関係機関、海上保安部（署）及び県の応援可能防災資機材、調達数量は次表のとおりであるが、防災本部等は県下の他の市町村、漁業協同組合、特別防災区域外の会社、工場及び薬剤等の販売メーカーあるいは他県の応援を求めて調達する方途を考慮するものとする。

特別防災区域名等	消防車両等 台	放水銃等 基	耐熱服 着	マスク 個	空気泡		化学泡	
					タン白系 L	耐アルコール L	粉末 kg	薬液 L
					周南地区	17	23	5
宇部・小野田地区	14	31	7	25	9,800	4,000		
六連島地区	5	2		6				
岩国・大竹地区 (岩国市、和木町)	5	34	8	29	40,980	13,000		
海上保安部(広島)			6	6				
海上保安署(岩国)			12	14	13,590			
海上保安部(徳山)		7	18	16	14,060			
ああ〃ああ(門司)					5,100			
山口県								
計	41	97	56	111	94,270	27,400		

特別防災区域名等	高発泡	界面活性剤	粉末剤	オイルフェンス	オイルフェンス 展張船	油回収船	油処理剤	吸着材
	L	L	kg	m	隻	隻	L	kg
周南地区		40,240	400	1,680			4,532	1,262
宇部・小野田地区	2,000	13,520		1,480	3	1	4,000	200
六連島地区		2,000		280			1,000	50
岩国・大竹地区 (岩国市、和木町)				1,100			5,152	3,691
海上保安部(広島)				200			3,456	504
海上保安署(岩国)		1,386	2,000				2,214	413
海上保安部(徳山)		2,680		400			3,060	491
ああ〃ああ(門司)			2,000				2,196	1,123
山口県				4,950			4,469	6,644
計	2,000	59,826	4,400	10,090	3	1	30,079	14,378

第5項 輸送力所在状況

陸上輸送力としては、県及び特別防災区域が所在する市町所有のトラックは 149 台、日本通運(株) (県下全営業所) 所有のトラックが 109 台あり、特定事業所が所有する車両等がある。

海上輸送力としては、関係港に所属する貨物汽船等 576 隻があり、特定事業所が所有する船舶、海上保安部(署)の船舶等がある。また、自衛隊に災害派遣を要請した場合、自衛隊所有の車両、船舶、航空機が考えられる。

第6項 輸送の費用

- 1 輸送業者による輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は本県の地域における慣行料金(国土交通省認可料金以内)によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は運送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗品材質及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両船舶の借上げに伴う費用(借上料)は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。

第8節 警戒区域設定計画

関係機関は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定するものとする。

第1項 実施機関及び実施内容

1 市 町

- (1) 市町長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 市町長若しくはその委託を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う市町の吏員（消防吏員を含む）は、警察官又は海上保安官に対して、(1)の事項の実施を要求することができる。

2 消防機関

- (1) 消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。
- (2) 消防長若しくは消防署長は必要のある場合、警察署長に対して(1)の事項の実施を要求する。
- (3) 火災現場において、消防吏員又は消防団員は消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- (4) 消防吏員又は消防団員は、必要のある場合、警察官に対して(3)の事項の実施を要求する。

3 警 察

- (1) 市町長若しくはその委任を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は1(1)の事項を実施することができる。
この場合、直ちにその旨を市町長に通知すること。
- (2) 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて消防長若しくは消防署長の火災警戒区域設定の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は2(1)の事項を実施することができる。この場合、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知すること。
- (3) 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は、消防吏員又は消防団員の要求があった場合、警察官は2(3)の事項を実施することができる。

4 海上保安部（署）

- (1) 海上保安部（署）長は、船舶交通の安全のため必要があると認められるときは、船舶の航行を制限し又は禁止する。
- (2) 海上保安部（署）長は、大量流出油があった場合、防除措置のため当該措置を講ずる海域の船舶に対し、退去を命じ若しくは航行を制限する。
- (3) 海上保安部（署）長は、危険物の排出があった場合、海上火災が発生し又は発生のおそれがあるとき、当該海域にある船舶の退去を命じ若しくは航行を制限する。
- (4) 市町長若しくはその委任を受けて市町長の警戒区域設定の職権を行う市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、海上保安官は1(1)の事項を実施することができる。この場合、直ちにその旨を市町長に通知すること。

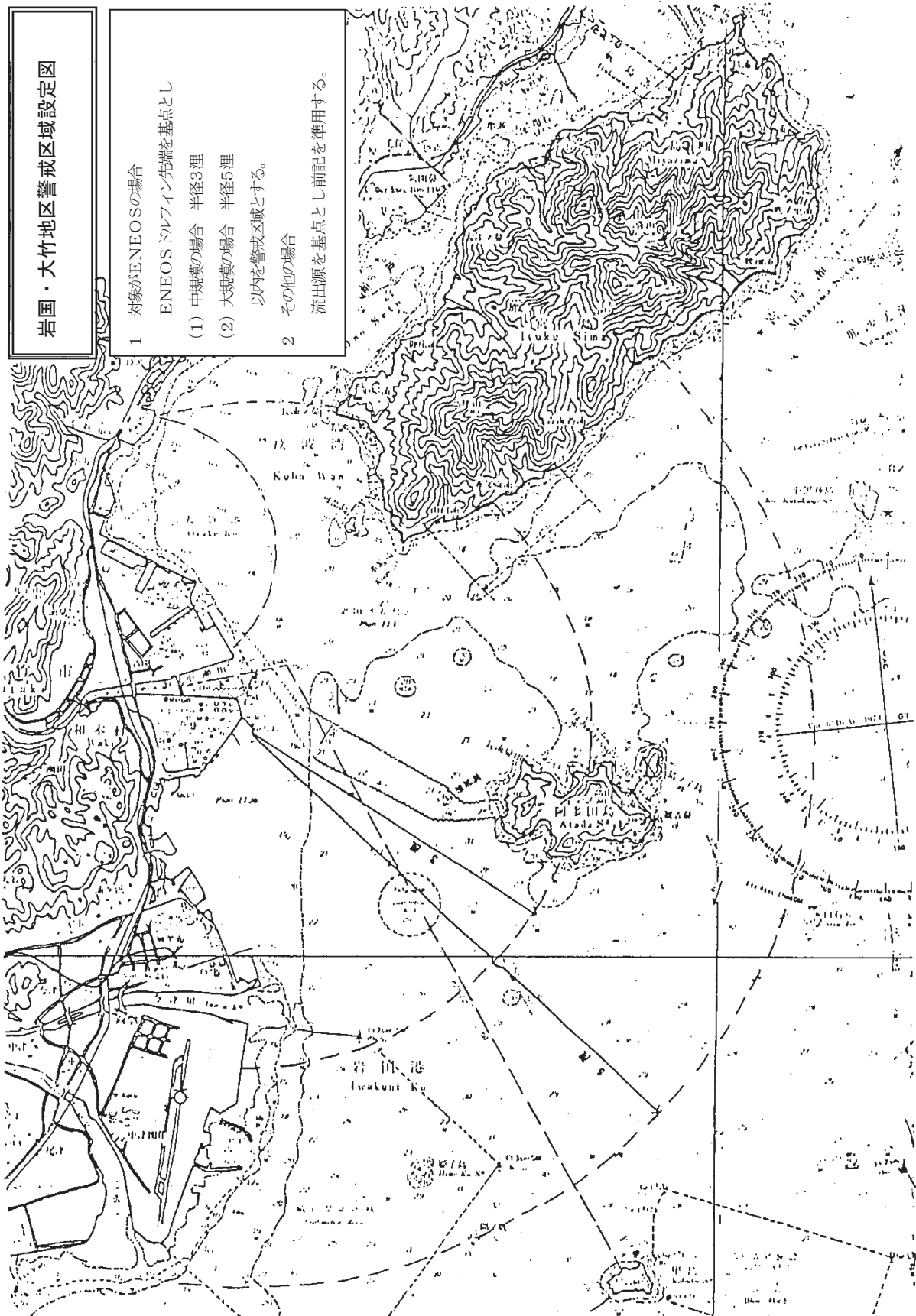
第2項 警戒区域等の設定

1 陸上区域

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は、災害の態様に応じ、その都度警戒区域等の設定を行う。

2 海上区域

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は、災害の態様に応じ、現場付近の気象海域を考慮して警戒区域の設定を行う。
- (2) 警戒区域設定図は、次図のとおりとし、状況に応じ適宜警戒線を組合せて行う。



第3項 警戒活動

1 陸上区域

- (1) 付近住民、従来者、その他の者に対し、警戒区域等設定した旨、周知徹底を図る。
- (2) 警戒区域等をロープ等で展張し、あわせて警戒要員を配置する。
- (3) 住民に対し、火気の制限、立入禁止及び警戒区域等外への退去を周知徹底させる。
- (4) 警戒区域等設定及びその周知に当たっては、ロープ、立札、広報車両等の効果的な活用を図る。

2 海上区域

- (1) 港長公示及び航行警報等により、付近停泊船舶及び航行船舶に対し、災害の発生、火気の制限、船舶航行の制限又は禁止について周知を行う。
- (2) 必要に応じ、巡視船艇、航空機等を警戒区域に配備して周知及び警戒を実施する。

第9節 避難計画

特別防災区域における災害から地域住民及び特定事業所の従業員の生命又は身体を保護するため、関係機関相互の連携を保ちつつ、迅速な避難措置を講ずるものとする。

第1項 実施体制

1 市町

災害が発生し、又は発生の恐れのある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するために必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 警察

警察官は、市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。

3 海上保安部（署）

海上保安官は、市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、船舶乗組員等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。

4 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り住民に対し、避難の指示をするものとする。

5 特定事業所

特定事業所は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため、必要に応じて自主的に避難の措置を行う。

また、必要がある場合には周辺の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を市町及び関係機関に伝達する。

第2項 避難の指示等の基準

1 発令基準

おおむね次のとおりで、住民等の生命、身体に危険を及ぼす場合とする。

- (1) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。
- (2) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 有毒ガスが漏洩し、又はそのおそれがあるとき。

- (4) 油が敷地外及び海域に流出し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 津波警報等の気象警報が発令され、避難の必要があると認められるとき
- (6) その他避難の必要がある事象が発生し、又はそのおそれがあるとき。

2 廃止基準

発令基準に合致する状況が解消された場合とする。

第3項 伝達方法

避難のための指示をする機関は、おおむね次の方法で伝達を行うものとする。

なお、実施の具体的方法は平素より検討しておくものとする。

1 伝達手段

(1) 信号による伝達

警鐘、サイレンなどの利用

(2) 放送、電話による伝達

ア ラジオ、テレビの利用

県において統括し、放送機関に対して放送要請を行う。

イ 電話、有線放送の利用

(3) 防災メール、エリアメール、ホームページによる伝達

(4) 無線通信による伝達

(5) 広報車等による伝達

(6) 伝達員による直接伝達

(7) 自治会組織による伝達

自治会長等、特に地域活動に協力的な連絡責任者を定め、避難についての伝達が地域住民に周知徹底できるようにしておくこと。

(8) 巡視船艇及び船舶等による伝達

2 伝達事項

伝達に当たって、次の事項を周知徹底させること。

(1) 避難対象者

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難時期

(5) 避難事由

(6) 携帯品の制限等

(7) 注意事項

(8) その他必要事項

第4項 対象人口、避難先、避難経路

災害発生地区により避難する必要があると考えられる地域ごとの人口、避難先、避難経路はおおむね次のとおりであるが、災害の態様、気象等により、これらを変更する場合も考えられるので、その場合は臨機応変に対象人口、避難先、避難経路を選定するものとする。

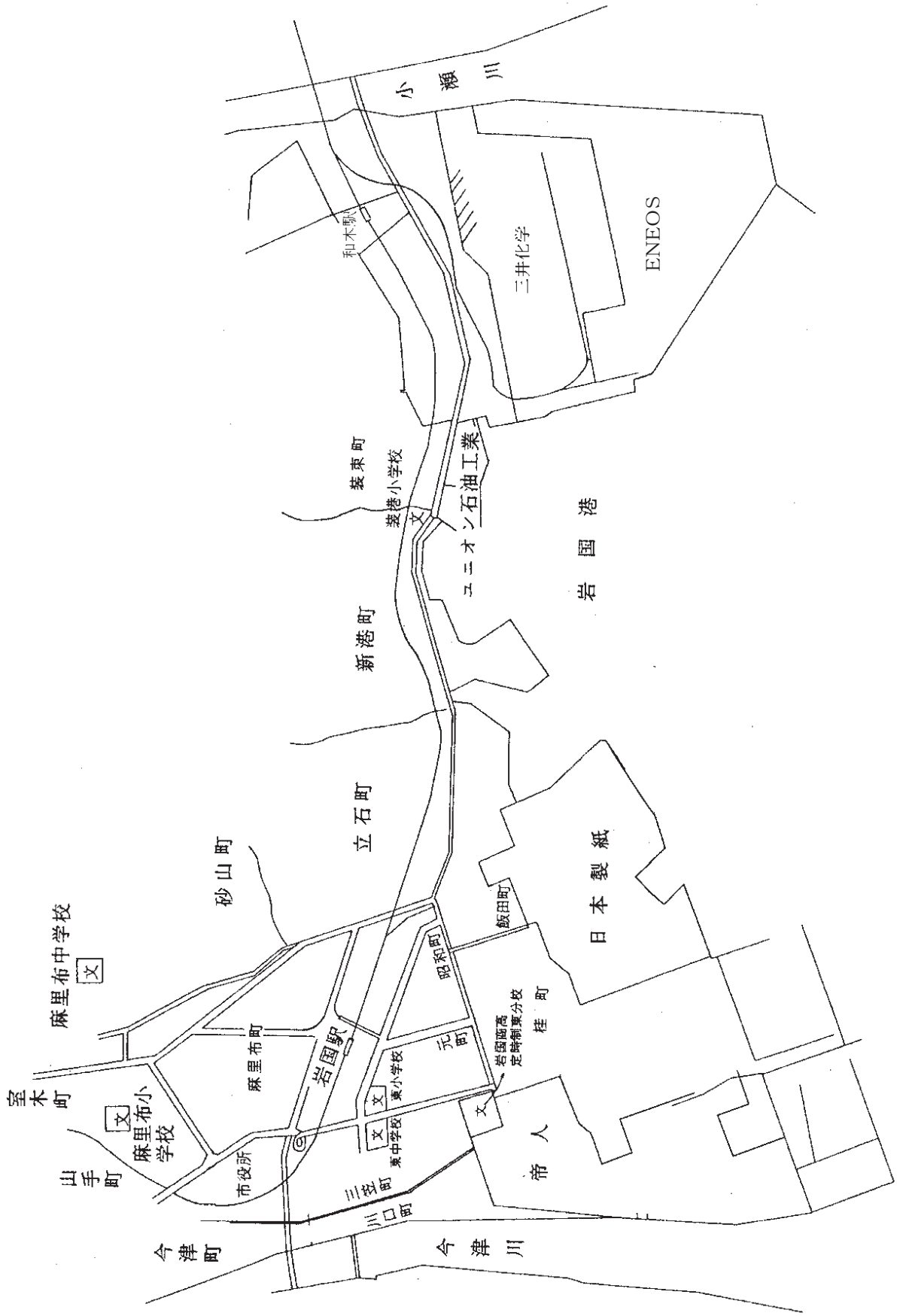
なお、船舶の避難先は第5章第8節第2項2(2)の図面により、経路は必要に応じ警戒区域をう回するものとする。

1 避難対象人口、避難場所、避難経路等

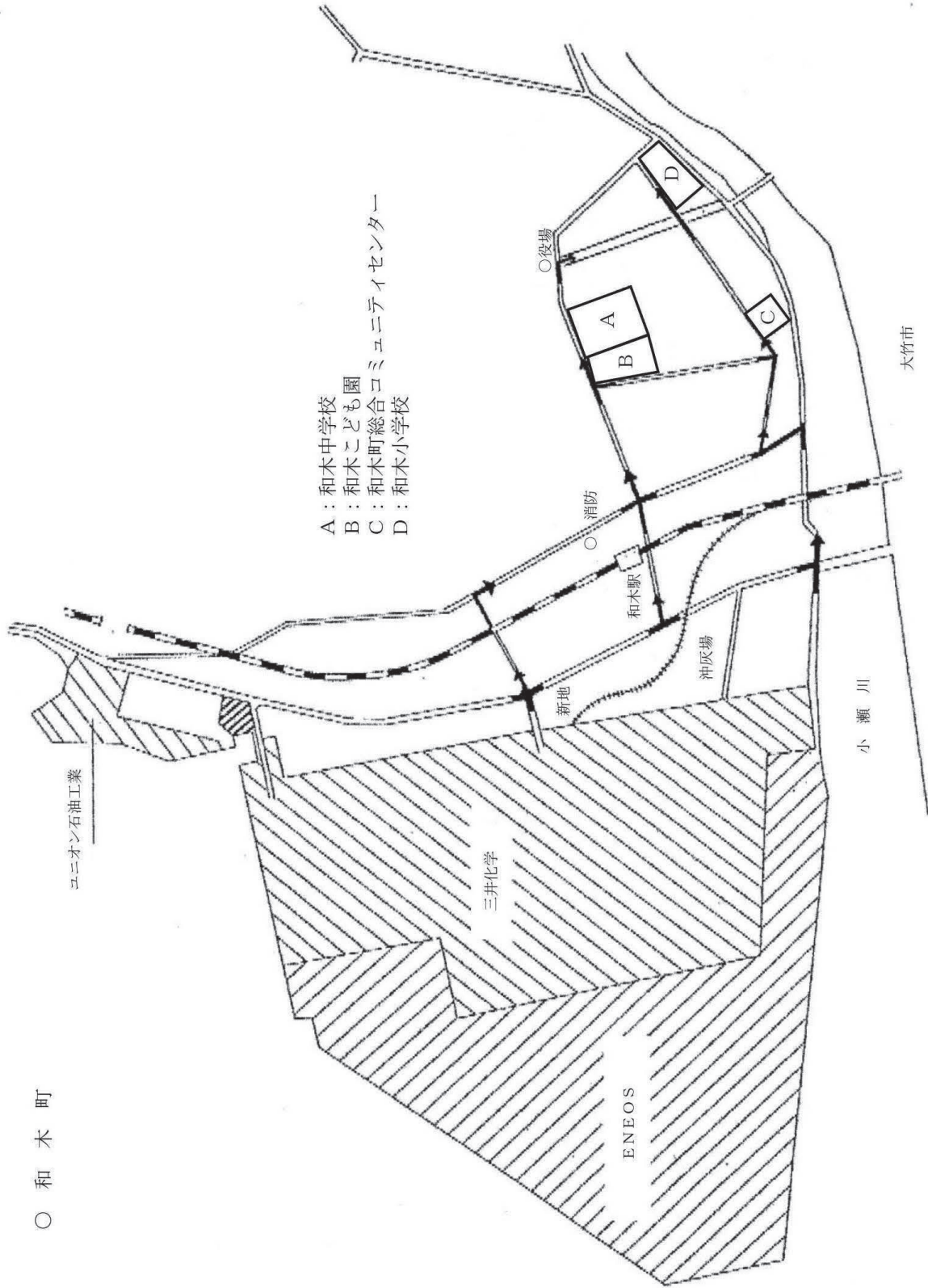
市町	災害発生特定事業所名	町名	世帯数	人口	避難予定場所	主な避難経路	
岩国市	三井化学(株)岩国大竹工場 E N E O S (株)麻里布製油所 ユニオン石油工業(株)岩国工場	新港町	263	438	麻里布小学校	国道2号	
		装束町	777	1,480	装束供用会館	国道2号・新港和木線	
	日本製紙(株)岩国事業所 日帝人(株)岩国工場	川口町	474	952		国道2号	
		三笠町	766	1,373		東麻里布1号線	
		元町	1,178	2,169		東麻里布79号線	
		昭和町	962	1,907	麻里布小学校	東麻里布81号線	
		飯田町	48	48	麻里布中学校	東麻里布69号線	
	三井化学(株)岩国大竹工場 E N E O S (株)麻里布製油所	桂町	457	962		西麻里布67号線	
		日の出町	0	0		今津町22号線	
		立石町	170	323		麻里布・焼野線	
	和木町	三井化学(株)岩国大竹工場 E N E O S (株)麻里布製油所	和木の部	317	688	和木中学校	国道2号一切州線一宮の下浜開線一泉道北中山線
			和四丁目			和木こども園	国道2号一与三野地大毛保線一あけぼの橋側道A線～泉道北中山線
		和五丁目	和木町総合センター			和木町総合センター	国道2号一宮ノ下沖新開線
和木小学校					和木小学校	〃	

2 避難計画図

○岩国市



○ 和 木 町



第5項 避難誘導

1 誘導體制

(1) 誘導者

市町職員、消防関係職員、警察官、その他関係機関の職員が避難誘導に当たるが、この他に自治会長等地域活動において責任ある人をあらかじめ選出し、避難誘導の協力を当たらせるものとする。

(2) 誘導者の留意事項

ア 避難時の事故を防ぐため避難者の適切な誘導、監視を行うこと。

イ 避難経路の要所、危険箇所に誘導者を配置すること。

ウ 危険箇所には縄を張る等の標示を行うこと。

エ なるべく地区、自治会等の単位で誘導させること。

オ 船舶の誘導に当たっては、必要に応じ巡視船艇等で行うものとする。

カ その他必要な措置

2 避難順位の一般的基準

(1) 病弱者、高齢者、歩行困難な者、傷病者

(2) 幼児、学童

(3) 婦女子

(4) その他の者

(5) 防災従業者

3 避難者の留意事項

(1) 携帯品は貴重品等必要最少限の物とする。

(2) 避難の指示にただちに従う。

(3) 避難先では責任者の指示に従う。

(4) 避難するときは、ガスの元栓、電気スイッチを切り火の元には特に注意する。

(5) 家の戸締りをして避難する。

(6) 有毒ガス漏洩の場合、風上に向かって移動し鼻や口をマスク、タオル等で覆い避難する。

(7) その他必要な事項

第6項 避難者に対する措置

1 避難所及び避難のあとの警備

警察及び消防団、青年団等は避難住民が安心して避難ができるよう、避難所避難後の留守宅の治安維持等必要な対策を講ずるものとする。

2 避難者に対する措置

市町長は避難者に対し、おおむね次の措置を行う。

(1) 炊出し、その他食料品の供給

(2) 衣服、寝具等の貸与

(3) 避難者の親族に対する連絡

(4) 病弱者に対する救護措置

(5) 避難者名簿の作成

(6) その他必要な措置

第7項 避難指示後の報告

1 市町長は避難の指示等をしたとき、警察官、海上保安官から避難の指示をした旨通知を受けたとき及び自衛官が避難について必要な措置をしたときは、速やかにその旨を県知事に報告する。

2 特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは市町長に通知し、通知を受けた市町長は県知事にその旨を報告する。

第8項 津波襲来時の迅速な退避

避難に関する事項については、本節に定めるところにより実施するが、特に津波襲来時には次の事項に配慮する。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、安全な場所に避難することを原則とする。
- 2 特定事業者は、津波警報が発令されるなど避難が必要なときは、従業員（必要最低限の保安要員を除く。）や顧客等に対し、指定避難場所の位置及び避難経路を知らせ、避難誘導を行い、速やかに避難させる。
なお、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者、外国人、出張者等の避難支援に配慮し、また、避難誘導に従事する者の安全も確保する。

第10節 交通規制計画

関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため交通規制を行う。

第1項 実施機関及び実施内容

- 1 警察
 - (1) 災害の発生場所又はその規模、態様、道路及び交通の状況に応じ、必要な交通規制を行う。
 - (2) 災害対策基本法にもとづく「緊急通行車両」の通行確保措置をとる。
- 2 道路管理者
道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるときは、交通規制の措置を行う。

第2項 交通規制の範囲

交通規制の範囲は、災害の規模、態様、拡大の見通し、道路及び交通の状況に応じて決定する。

第3項 交通規制活動

- 1 道路標識の設置
- 2 警察官による交通規制
- 3 誘導、う回路標示板の設置
- 4 広報活動の実施
 - 広報車による広報
 - テレビ、ラジオを通じての広報
 - 財団法人「日本道路交通情報センター」（050-3369-6635）への情報提供による広報
 - 道路情報板による情報提供

第4項 緊急通行車両の確認（災対法施行令第33条）

災害発生時において、県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認は次により行うものとする。

- (1) 確認実施機関
 - ア 県が保有し、応急対策に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、知事が行う。
 - イ 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。
- (2) 確認対象車両
災害発生後の被災状況に応じて、応急対策のための人員及び資機材の輸送に必要な車両について、緊

急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

(3) 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は、公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理課）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

(4) 緊急通行車両確認証明書の備付

車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出し、確認証明書を当該車両に備付けるものとする。

様式1 標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、車両(登録)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

第11節 救急医療計画

第1項 救急体制

災害発生特定事業所、消防機関、警察機関及び海上保安機関等は、災害のため救助を必要とする者及び負傷者が発生した場合、速やかに負傷者等の確認・検索を行い、あらゆる手段を講じて負傷者等の救出、救助を実施するとともに救急車、巡視船艇等で最寄りの適切な医療機関（現地救護所が設置された場合は現地救護所）へ搬送するものとする。

第2項 救護医療体制

1 原則として消防機関において、負傷者等を医療機関に搬送して、またはドクターヘリを要請し、負傷者等に対する医療措置を行うものとするが負傷者等が多数に及び必要が生じた場合は、現地に救護所を設置し、円滑な救護、医療体制の確立を図る。

2 現地救護所

(1) 実施責任者

ア 市町長は、負傷者が多数発生し、総合的な救護・医療を実施する必要が生じた場合、現地救護所を設置し、地区医師会の協力を得て、負傷者等の救護・医療措置を講じる。

イ 県知事は、必要があるときは、山口県DMAT運営要綱に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行う。

ウ 日本赤十字社山口県支部長は、必要があるときは、自己の目的に従い負傷者等の救護を行う。（災害救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて実施するものとする。）

(2) 出動要請

災害の発生により市町長が、地区医師会長に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の発生原因及び状況

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ 出動の時期及び場所

オ その他必要な事項

(3) 設置場所

おおむね次の条件を充たす場所とし、災害時に備え、平素から設置場所を選定しておくものとする。

ア 災害現場に近い位置で危険のない平坦な場所

イ 道路の近くで交通の便の良い所

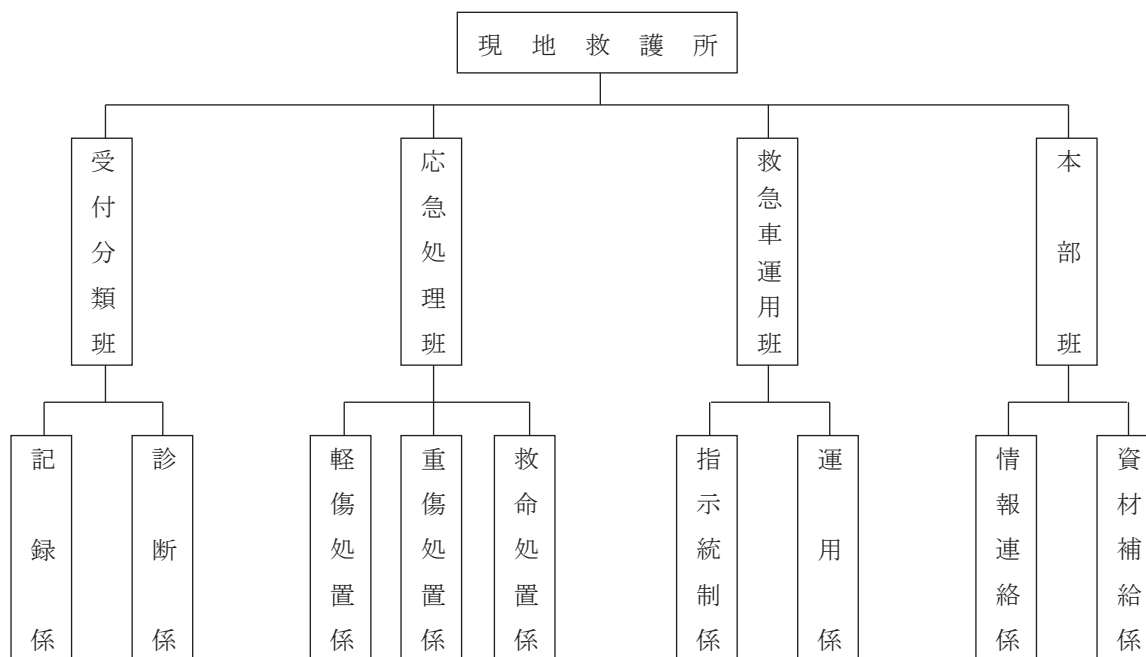
(4) 設置数の基準

現地救護所1箇所につき、負傷者等の数を約100～150名程度までとする。

(5) 実施体制

現地救護所の実施体制は災害の規模に応じ適宜人員の増減を図るが、おおむね次のとおりとし、関係機関相互に密接な連携を保ちつつ適切な運用をはかるものとする。

ア 組織



イ 任務

(ア) 受付分類班

最優先で編成され、いち早く活動態勢に入り、救出されてくる負傷者等の分類、傷票の作成記録を任務とし、負傷者等の分類は次のとおりとする。

- a 軽傷で簡単な処置で入院を必要としない程度の者。
- b 治療が時間的に遅れても傷者の回復にあまり影響のない者。
- c 早急に治療が行われれば、十分回復の見込みのある者。
- d 緊急に救命処置を必要とする者、あるいは傷害が激しくて治療が複雑困難で輸送に耐えられない者。
- e すでに死亡している者。

なお、分類と同時に負傷者等の住所、氏名、性別、所属、傷害の部位、症状程度、分類受付日時、受付番号を記入した傷票をつくり、負傷者等の体につけるものとする。必要人員は医師2名（1名はかならず外科）、看護師を含む救急隊員4～6名で、救急隊員は傷票の作成とともに分類された区分に従って、次の応急処理班に引き継ぐ。

(イ) 応急処理班

- a 軽傷処置係；軽傷者は必ず他の分類の傷者と分離して処置を行う。必要人員は医師1～2名、看護師を含む救急隊員4名程度。
- b 重傷処置係；重傷傷害に対する応急措置を行うとともに、輸送先病院の指示も行い、次の救急車運用班にまわす。必要人員は医師1～2名、看護師を含む救急隊員3～4名。
- c 救命処置係；重篤傷害の救命処置、蘇生、ショック対策を主体として行う。編成は外科医、麻酔医を中心とし、必要器材とともに出動するようにし、特に重篤傷害者を輸送する場合には、その間の傷害管理に当たる。

(ウ) 救急車運用班

救急車及び代用救急車、マイクロバス等を効果的に運用し、輸送先病院を指定するとともに、輸送状況を本部班に連絡する。

(エ) 本部班

現地救護所を統括し、情報の収集、通信連絡、負傷者等と輸送先病院の広報に当たる。

ウ 必要資器材

現地救護所の開設に要する資器材は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 救護所設営資材

- a テント
- b 折たたみ式寝台
- c 毛布
- d 担架
- e 机
- f 椅子
- g 照明器具（発電機、投光機）
- h 救護所標示板
- i 傷票
- j その他必要な資材

(イ) 衛生材料（応急措置用）

(ウ) 医療資器材（救命又は重傷用）

(エ) その他必要な資器材

エ 留意事項

(ア) 現場への医師等の輸送

医師、看護師等が現地救護所に出動する場合並びに衛生材料、医療資器材を輸送する場合は、必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行い、迅速な出動、輸送を図るものとする。

(イ) 収容負傷者等の広報

災害により生じた多数の負傷者等の安否消息を確認に来る親族のために、早急に負傷者名、輸送先病院名等の一覧表を作成及び公表し、無用の混乱を防止するものとする。

(ウ) 現地救護所の保安

野次馬等により、現地救護所の活動が阻害されるおそれがあるので、関係機関の協力を求め、現地救護所の保安体制の確立を図るものとする。

3 関係機関の医療体制

(1) 日本赤十字社山口県支部

ア 組織

日本赤十字社山口県支部の常備救護班は、おおむね次の基準により編成する。

班長；医師 1名 班員；看護師 2名

班員；看護師長 1名 班員；主事 2名

計6名

なお、初動班には薬剤師を編入、必要に応じて助産師、こころのケア専門員を編入する。

イ 救護班要員

	災害対策本部 本部員	救護班 要員	血液 供給要員	災害対策本部 支援要員	計
山口県支部	9				9
山口赤十字病院	6	76		6	88
小野田赤十字病院	3	30			33
山口県赤十字血液センター	7	17	9	4	37
計	25	123	9	10	167

この中から常備救護班として8個班（山口6個班、小野田2個班）を編成している。

ウ 装備（救護所開設用）

大救型 テント	テント	折 寝 畳 台	毛 布	担 架	発 電 機	医 療 セ ット	携 帯 型 医 療 セ ット	救 急 車	A E D
4	8	33	100	20	2	4	1	3	4

(2) 地区医師会

市町長は地区医師会と協議をし、災害時における地区医師会の組織、出動人員、資器材及び病院受入体制等について確立しておくものとする。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）

ア 組織

山口県DMATは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、おおむね次の基準により編成する。

医師；1名 看護師；2名 業務調整員；1名

イ DMAT指定病院（18病院）

医療圏	病院名	チーム数	医療圏	病院名	チーム数
岩国	岩国医療センター	1	宇部・ 小野田	山口大学医学部附属病院	3
	岩国市医療センター医師会病院	1		宇部興産中央病院	1
柳井	周東総合病院	1		山口労災病院	3
周南	徳山中央病院	4		山陽小野田市民病院	2
	光市立光総合病院	1	下関	関門医療センター	2
山口・ 防府	県立総合医療センター	2		済生会下関総合病院	1
	三田尻病院	1		下関市立市民病院	2
	山口赤十字病院	2	長門	長門総合病院	1
	済生会山口総合病院	1	萩	都志見病院	1

計 18病院 30チーム

第12節 電力応急計画

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱は、災害時において電力施設に被害を受けた場合には、電力施設の保護及び被災地に対する需要電力の供給を確保するため、「防災業務計画」に基づき、次の事項に留意し、応急復旧を実施する。

- 1 災害時における電力施設の保護及び被害電力施設の早期復旧
- 2 感電事故防止の処置及び広報
- 3 災害応急措置の実施のために支障となる電気工作物の措置
- 4 その他必要な事項